

川口市防災会議条例

昭和 39 年 7 月 1 日
条例第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、川口市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川口市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 64 人以内をもって組織する。

(会長)

第 4 条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長が市の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織（災害対策基本法第 5 条第 2 項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(委員の任期)

第 6 条 前条項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 7 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 41 年 10 月 1 日条例第 48 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 42 年 7 月 3 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 4 月 1 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 12 月 25 日条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行する。

例一例規 1

附 則（昭和 4 8 年 9 月 2 5 日条例第 4 1 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和 4 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 8 年 6 月 2 2 日条例第 2 3 号）

この条例は、昭和 5 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 1 2 月 2 1 日条例第 4 2 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 9 月 2 6 日条例第 3 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 2 6 日条例第 1 1 号）

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 9 月 2 6 日条例第 5 0 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、この条例による改正後の川口市
防災会議条例第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日において現に任命さ
れている委員の任期満了の日までとする。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 6 月 2 2 日条例第 4 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 2 日条例第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、この条例による改正後の川口市
防災会議条例第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則（平成 2 7 年 3 月 1 1 日条例第 2 6 号）

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

川口市防災会議規則

昭和 40 年 4 月 1 日
防災会議告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川口市防災会議条例(昭和 39 年条例第 43 号。以下「条例」という。)
第 8 条の規定に基づき川口市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議
の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 防災会議は、会長が招集する。
2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所、会期及び議案を告知するものとする。
3 防災会議の議長は、会長があたる。
4 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決する
ところによる。

(会長の専決処分)

第 3 条 防災会議の権限に属する事項で、特に指定したものは、会長において処理すること
ができる。
2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議においてこれを報告し、その承
認を得なければならない。

(幹事)

第 4 条 防災会議に幹事若干名を置く。
2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第 5 条 防災会議の庶務は、防災課において処理する。
(昭和 42 防告 1・昭和 45 防告 1・昭和 46 防告 1・平成 3 防告 1・平成 24 決裁・一部改正)

(公表等の方法)

第 6 条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行なう公表は、
川口市公告式条例(昭和 25 年告示第 47 号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和 45 年 10 月 15 日防災会議告示第 1 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和 46 年 11 月 1 日防災会議告示第 1 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 3 年 3 月 30 日防災会議告示第 1 号)
この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

川口市災害対策本部条例

昭和 39 年 7 月 1 日
条例第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、川口市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「部員」という。）を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置等)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する部員がこれに当たる。

4 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

5 部に属すべき部員は、上司の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 27 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 49 号）

この条例は、公布の日から施行する。

川口市災害対策本部要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、川口市災害対策本部条例（昭和30年7月1日条例第42号）及び川口市地域防災計画で定める川口市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第2条 市の職員（以下「職員」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の規定による市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、すべてをあげて防災活動に従事しなければならない。

(本部設置及び閉鎖)

第3条 災害対策基本法第40条の規定による川口市地域防災計画の定める各号の状況により、各号その必要を認めたときに市長が設置するものとする。

- (1) 配備体制が「非常体制」となった場合。
- (2) 市内の被害状況等により体制を強化する必要がある場合
- 2 市長は、市の地域に災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたときは本部を閉鎖する。

(本部長、副本部長及び本部員)

第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 市長
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び代表監査委員
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。） 別表第1の職にある者

(本部設置等の手続き)

第5条 本部の設置及び職員の配備体制の施行手続きについては、次に掲げるところによる。

- (1) 本部設置にいたるまでの配備体制の決定
危機管理部長は、本部員となる関係部長の意見を聞いたうえ、副市長の承認を得て行う。
- (2) 本部設置並びに設置後の配備体制の決定
危機管理部長は、これらについて副市長の指示を受けるとともに本部員となる部長等の意見を聞いたうえ、市長の承認を得て行う。ただし、緊急を要し当該部長等の意見を聞くいとまがないときは、これを省略することができる。
- 2 本部の閉鎖及び配備体制の解除手続きについては、前項の規定を準用する。

(災害対策本部室の開設)

第6条 災害対策本部室は、本部が設置されたときに開設する。

- 2 災害対策本部室は、災害の規模に応じて危機管理部長が定め、その入口に「川口市災害対策本部」の標識を掲げる。

(本部長指令)

第7条 本部長の指令は、書面又は口頭により行うものとする。

- 2 本部長指令は、様式第1により本部長が行う。

(本部設置及び閉鎖等の通知)

第8条 本部の設置及び配備体制の決定又は本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われた場合には、直ちに危機管理部長はこの旨の庁内放送を行うとともに、次の各号に掲げる機関に対し通知する。

- (1) 埼玉県知事
- (2) 防災会議委員
- (3) その他必要と認める機関の長

(本部会議)

第9条 本部に、災害予防及び災害応急対策の実施方針を決定するため、本部会議を開き、次に掲げる事項の基本方針を決定する。

- (1) 本部の非常配備体制に関すること
- (2) 災害救助法の適用に関すること
- (3) 県及び他市町村の応援に関すること
- (4) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること

例一例規 4

- (5) 部長に対する事務の委任に関すること
- (6) その他重要な災害対策に関すること
- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。
- 4 副本部長は、別表第2にある担当業務につき本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理する。この場合において、副本部長が2人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 5 本部長が必要と認める場合には、本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

(部の組織及び職制)

- 第10条 災害予防及び災害応急対策の業務を実施させるため、別表第3の部名の欄に掲げる部を置くとともに、別に定める役割別事務分掌のとおり業務を分担させる。
- 2 部に部長、副部長及び班長を置き、遅滞なく業務を遂行する。
 - 3 部長は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 5 副部長を2人以上置く部にあっては、部長は、あらかじめ業務の分担を定めておくものとする。
 - 6 班長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、別に定める班の業務に従事する。
 - 7 部長は、所属職員のうちから情報連絡員を指名し、部長の指示による連絡及び情報連絡室において情報収集にあたらせる。

(部の運営)

- 第11条 前条に定めるもののほか、部の運営に関し必要な事項は、当該部長に充てられる者が定める。

(配備体制)

- 第12条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を円滑に実施するため、災害の種類や程度に応じて定めた体制は、川口市地域防災計画第3部第1章第1節 配備体制のとおりとする。

(動員計画)

- 第13条 職員の動員計画については、部長に充てられる者が、前条の体制の種別及び配備区分ごとに別表第4に掲げる基準に従って、別に定める。
- 2 職員の動員計画には、配備する職員の氏名及び連絡方法についても明らかにしておくものとする。
 - 3 職員の動員計画は毎年4月1日現在をもって調整し、遅滞なく危機管理部長を通じ市長に報告するものとする。

(動員対象外)

- 第14条 次の各号に掲げる者は、動員対象としない。
- (1) 病弱者、身体不自由者等で応急対策活動に従事することが困難であると市長が認めた者
 - (2) 被災、急病、負傷等で参集することが不能となった者
 - (3) その他市長が認める職員

(職員の参集)

- 第15条 職員は、動員命令がない場合であっても、災害が発生し、又は発生すると判断したときは、所定の配備につくため所属所に参集するものとする。

(職員の配備報告)

- 第16条 部長は、動員命令等により職員を配備したときは、その人数を直ちに危機管理部長を通じ、本部長に報告するものとする。

(応援の要請)

- 第17条 部長は、配備した職員をもっては十分に災害対策活動が実施できないと認めるときは、本部長に対して応援を求めるものとする。

(応急対策、救助の実施報告及び災害情報の収集)

- 第18条 部長は、別に定める役割別事務分掌の分担業務に係る応急対策又は応急救助の実施状況について、危機管理部長に報告するものとする。

- 2 危機管理部長は、前項の報告を速やかに応急対策及び応急救助の種類別に整理し、本部長に報告するとともに、埼玉県知事から委託されて実施する救助の状況にあつては、同知事に報告するものとする。
- 3 前2項に係る報告の方法及び、各部の応急対策活動等で収集した災害に関する情報の報告方法は、別に定める。

(腕章の使用等)

- 第19条 本部長、副本部長、本部員及びその他の職員は、災害対策活動に従事するときは、様式第2に定める腕章を着用するものとする。
- 2 災害対策活動に使用する車両には、様式第3に定める標識を貼付するものとする。

(委任)

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年8月1日から施行する。
- 2 災害対策本部等に関する要綱（昭和42年6月1日実施）は、廃止する。

附 則

- 3 この要綱は、昭和60年2月9日から施行する。

附 則

- 4 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 5 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 6 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 7 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 8 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

- 9 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 10 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 11 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 12 この要綱は、平成24年9月25日から施行する。

附 則

- 13 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 14 この要綱は、令和6年6月3日から施行する

例一例規 5

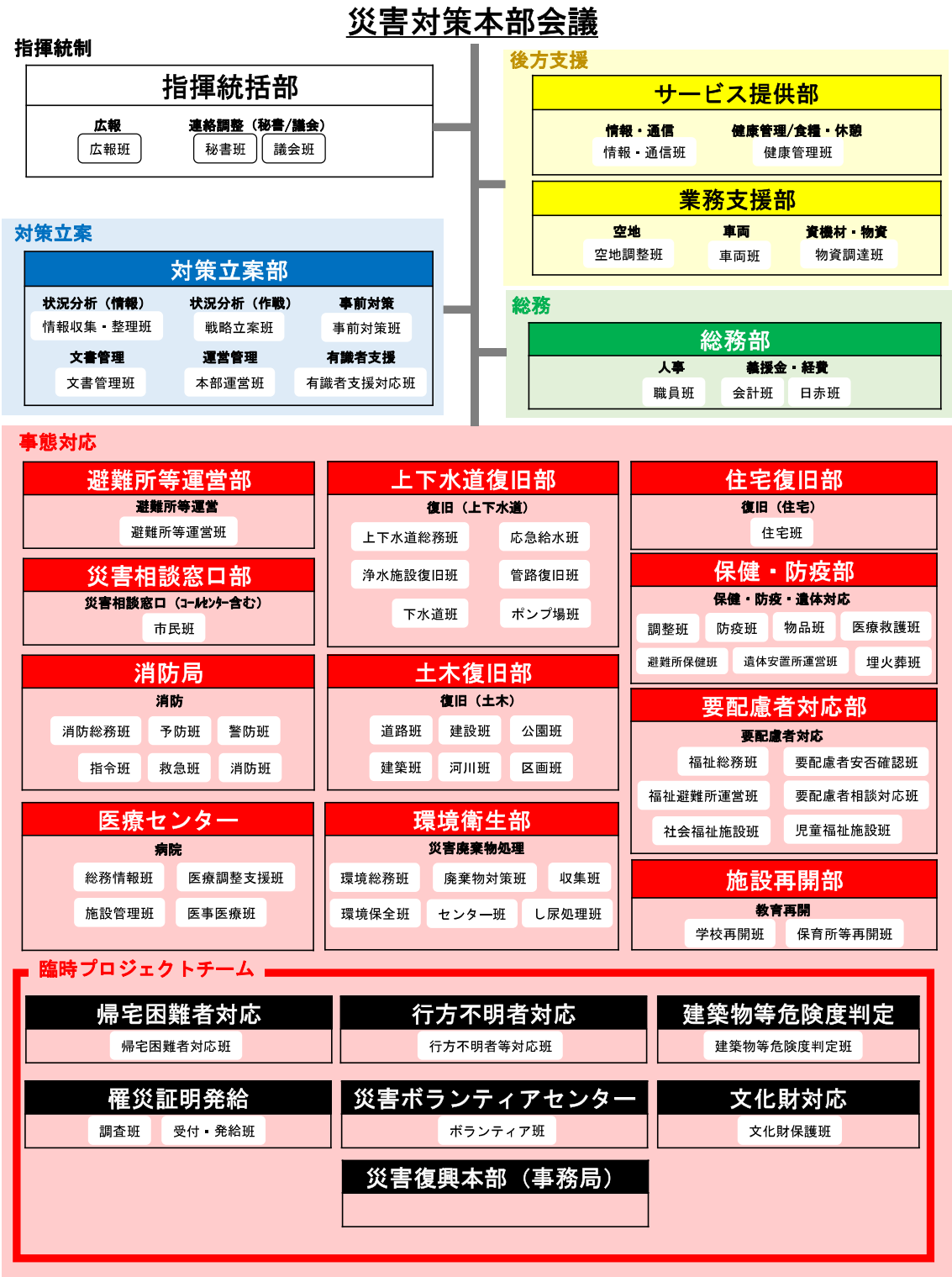
別表第 1

- 川口市行政組織条例第 1 条の部・室の長
- 会計管理者
- 川口市教育局組織規則第 2 条の部の長及び副教育長
- 川口市上下水道局事務分掌規程第 2 条の部の長
- 医療センター事務局長
- 選挙管理委員会事務局長
- 監査委員事務局長
- 消防長

別表第 2

- | | |
|---------------|---------------------|
| ▪ 危機管理担当副市長 | 指揮統制・対策立案、事態対処担当 |
| ▪ 危機管理担当以外副市長 | 後方支援、総務担当 |
| ▪ 教育長 | 事態対処（避難所・施設再開）担当 |
| ▪ 上下水道事業管理者 | 事態対処（上下水道復旧、土木復旧）担当 |
| ▪ 病院事業管理者 | 事態対処（医療センター）担当 |
| ▪ 代表監査委員 | 事態対処（環境衛生）担当 |

別表第 3



職員動員の計画

令和 年 月 日現在

通常の組織	情報連絡体制	情報収集体制	警戒体制	非常体制	計	避難所担当	動員対象外
市長室	人	人	人	人	人	人	人
企画財政部	人	人	人	人	人	人	人
総務部	人	人	人	人	人	人	人
危機管理部	人	人	人	人	人	人	人
理財部	人	人	人	人	人	人	人
市民生活部	人	人	人	人	人	人	人
福祉部	人	人	人	人	人	人	人
子ども部	人	人	人	人	人	人	人
保健部	人	人	人	人	人	人	人
環境部	人	人	人	人	人	人	人
経済部	人	人	人	人	人	人	人
建設部	人	人	人	人	人	人	人
都市計画部	人	人	人	人	人	人	人
都市整備部	人	人	人	人	人	人	人
会計課	人	人	人	人	人	人	人
上下水道局管理部	人	人	人	人	人	人	人
上下水道局事業部	人	人	人	人	人	人	人
医療センター	人	人	人	人	人	人	人
教育総務部	人	人	人	人	人	人	人
学校教育部	人	人	人	人	人	人	人
議会事務局	人	人	人	人	人	人	人
選管事務局	人	人	人	人	人	人	人
監査事務局	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人
延べ数	人	人	人	人			

※配備の員数には、避難所担当職員を含む。（福祉部は内訳が算出できないため除く）

通常の組織	情報連絡体制	情報収集体制	警戒体制	非常体制	動員対象外
消防局 (震災)	人	人	人	人	人
延べ数	人	人	人	人	
消防局 (風水害)	人	人	人	人	人
延べ数	人	人	人	人	

※消防局は震災時・風水害時で配備体制をとっているほか、当番勤務により警戒・非常体制それぞれ別々に配備体制をとっています。

(消防局を含む延べ人数)

	情報連絡体制	情報収集体制	警戒体制	非常体制
震災時	人	人	人	人
風水害時	人	人	人	人

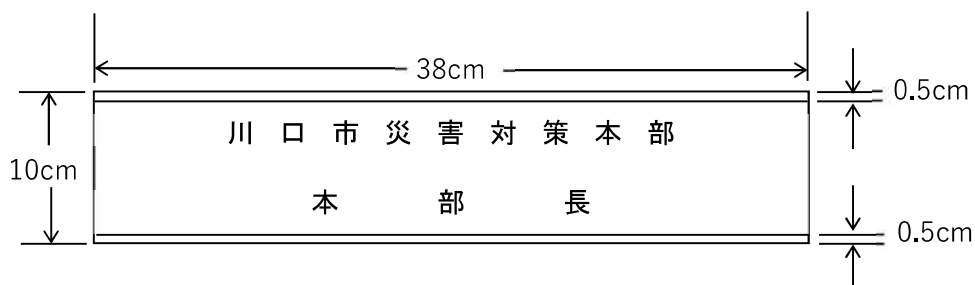
川口市災害対策本部指令票

No.

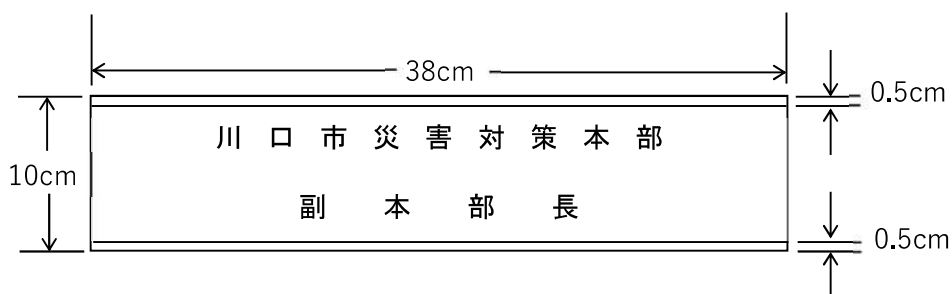
本部長指令 第 号		本部長 (市長)		決定時刻 平成 年 月 日 時 分	
本部防災情報第 号					
伝達先		伝達方法 放送 電話 無線 口頭		伝達時刻 平成 年 月 日 時 分	
		伝達担当者			

腕 章

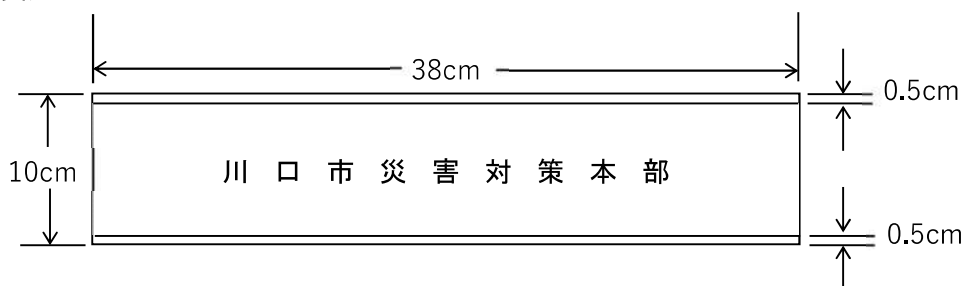
(1) 本部長用



(2) 副本部長用

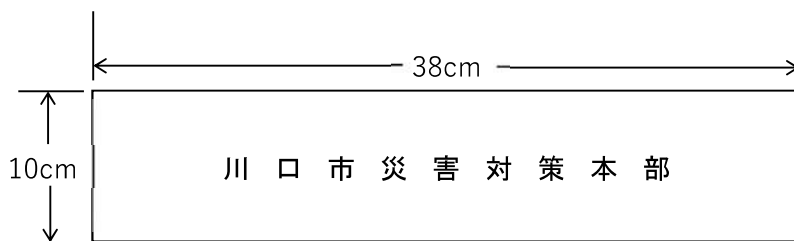


(3) 本部員用



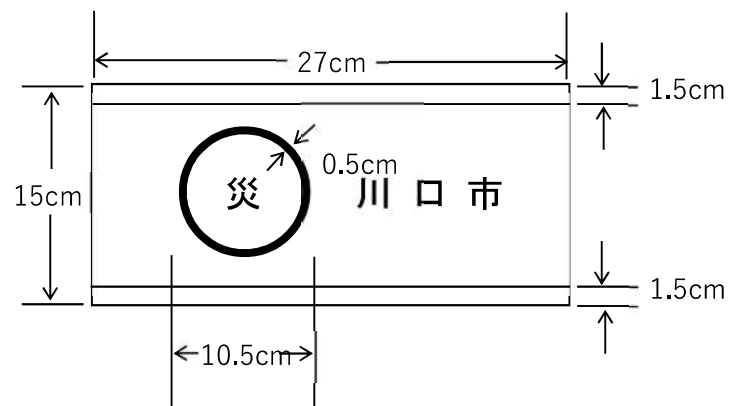
(注) 上下の帯の部分は赤色刷とする。
文字の部分は白地に黒色刷とする。

(4) その他の職員用



(注) 文字の部分は白地に黒色刷とする。

標 識



(注) 上下の帯の部分及び災は赤色刷とする。
 その他は白地に黒色刷とする。

川口市自主防災組織育成指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び川口市地域防災計画に基づき、市内の自主防災組織（以下「組織」という。）及び地区防災連合会（以下、「連合会」という。）の育成及び指導等について必要な事項を定めることにより、効率的で効果的な防災活動を促し、地域防災力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づき、町会又は自治会（以下「町会等」という。）を単体として自発的に防災に関する活動を行う団体のことをいう。ただし、町会等の規模に応じ、隣接した町会等と共同して一つの組織を結成することが出来るものとする。
- (2) 地区防災連合会 地区連合町会区域内の全ての組織が、相互連携して防災活動にあたるために設けられた集合体のことをいう。
- (3) 地区防災拠点 連合会に配備された防災資機材等を保管するための施設のことをいう。
- (4) 防災リーダー 組織の活動の活性化に寄与することを目的として、市長が認定した者のことをいう。

(育成指導方針)

第3条 市が実施する育成指導方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 組織の結成にあたっては、危機管理部防災課、消防局及び町会等が互いに協力し行なうものとする。
- (2) 組織の育成及び指導にあたっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じ災害発生時に有効な防災活動が行われるよう指導するものとする。
- (3) 組織が実施する防災訓練等の事業をより充実したものにするために、防災リーダーの育成を促進するものとする。

(担当機関)

第4条 組織の育成及び指導は、危機管理部防災課及び消防局等が共同して行うものとし、総括的事務は危機管理部防災課において行うものとする。

(組織の結成及び編成)

第5条 組織は、既存の地域防災団体、地域内の事業所、防災組織、消防団、防災リーダー、マンション管理組合等と有機的に連携し、機能的に一体化を図るとともに、防災面におけるコミュニティの形成に資するよう努めるものとする。

- 2 組織を結成又は変更しようとする者は、自主防災組織（結成・変更）報告書（様式第1号）に規約、役員名簿、組織編成図、区域図その他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。
- 3 組織の名称は、組織相互の連絡調整のため統一を図るよう努めるものとし、〇〇町会防災部又は〇〇自治会防災部とする。
- 4 組織に次の各号に掲げる役員を置くものとする。
 - (1) 部長
 - (2) 副部長
 - (3) 班長
 - (4) 会計
 - (5) 監査役
- 5 組織に次のとおり本部及び各班を設置し、各班から班長を選出するものとする。その際、地域の実情を踏まえ、組織の区域内にあるマンション等を活動班の一つとして位置

づけることができるものとする。

- (1) 本部（部長、副部長、会計、監査役及び各班長等で編成する。）
 - (2) 情報班
 - (3) 消火班
 - (4) 救出救護班
 - (5) 避難誘導班
 - (6) 給食給水班
 - (7) ○○○（マンション名）班など地域の実情により必要とされる活動班
- 6 組織の規模が大きい場合は、概ね200～300世帯を目安として組織を複数のブロックに分割することができる。その際、各ブロックから班長を選出するものとし、各ブロックの班長の中からブロック長を1名選出するものとする。
- 7 組織の任務分担は、別図1の例に掲げるとおりとする。
- 8 自主的な防災意識の高揚を図るため、シンボル・マーク及びシンボル・カラーを別図2に掲げるとおり定める。

（組織の連携）

- 第6条 組織は、第1条に規定する目的を達成するために、地区連合町会区域内の全ての組織が相互連携し、広域的な防災活動を図ることとし、その名称は○○地区防災連合会とするものとする。
- 2 前項に規定する連合会の会長は、地区連合町会長がその任にあたるものとする。
- 3 連合会の会長は、活動の充実を図るために、消防団又は防災関係業務の経験者等から指導者を数名委嘱するものとする。
- 4 連合会の区域内に地区防災拠点（公民館等をあてる。）を設け、ここに防災資機材等を配備するものとする。
- 5 地区防災拠点に配備された防災資機材の管理運用は、連合会が行うものとし、防災訓練及び災害時の防災活動の際に、当該連合会の会長の承認によって使用させるものとする。

（組織結成後の指導助言）

- 第7条 組織結成後に行う防災訓練、研修会、その他防災活動の実施に伴う指導助言は、危機管理部防災課、消防局、防災関係機関、防災リーダー及び町会等が協力して指導助言を行うものとする。

（防災リーダーの育成）

- 第8条 市は、第1条に規定する目的を達成するために、防災リーダーを積極的に育成するものとする。また、防災リーダーは、組織が実施する避難訓練や防災訓練等の事業へ積極的に参画するものとし、組織構成員の防災意識を高揚させるなど地域防災力の向上に向けた組織活動の活性化に寄与するものとする。

（補助及び助成）

- 第9条 この要綱に基づき、組織を結成し、防災活動を実施する組織及び連合組織に対し、市は川口市自主防災組織活動補助金交付要領（平成30年4月1日施行）に基づき、予算の範囲内において結成に要する経費又は防災資機材の整備等に要する経費の一部を補助し、防災活動を助成するものとする。

（災害補償等）

- 第10条 災害対策基本法第65条第1項の規程による応急措置の業務に従事したことにより負傷、疾病、死亡、障害等となったときの補償については、川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）によるものとする。
- 2 市が主催する防災訓練又は自主防災組織が市長に届け出て、その指導を受けて実施する防災訓練に参加した者が、その参加によって負傷又は死亡したときの補償については、川口市防火防災訓練災害補償規則（昭和57年規則第31号）によるものとする。

例一例規 6

(雑則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

自主防災組織（結成・変更）報告書

名 称		
町会・自治会名		
結成年月日		
代 表 者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
事 務 局 所	所在地	
	連絡責任者	（役職名）
		（氏名）
	連絡先	
組織の規模		世帯数（ ）世帯・隊員（ ）名
添付書類		1 規約 2 役員名簿（役職名、氏名、電話等） 3 組織編成図（人員を含む。） 4 区域図

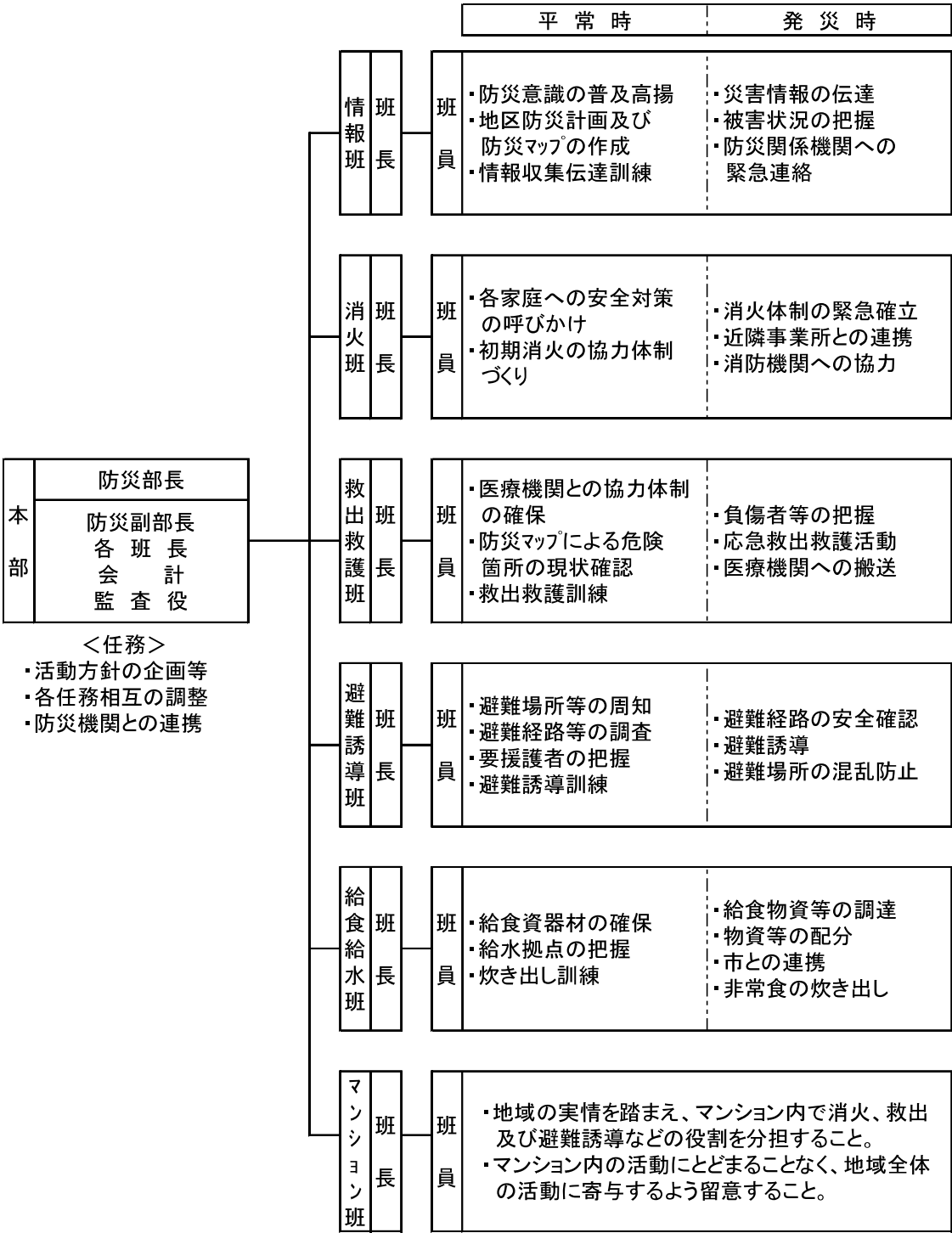
自主防災組織結成結果を上記のとおり報告いたします。

平成 年 月 日
（あて先）川口市長

住 所
氏 名

印

自主防災組織における各班（部）の任務分担（例）



別図 2



<シンボルマーク>
災害から私たちの街を守る意志を表わす盾の中に、川口市の花「てっぽうゆり」を配した。
防災作業衣の腕ワッペン、ヘルメット、誘導旗マーク、防災機器の貼布マーク、パンフレット等に表示する。
<シンボルカラー>
落ちついた青みがかった緑色、濃度はやや薄く、安全、信頼沈着の色彩とした。誘導旗、防災作業衣の地色その他に採用する。

(添付書類 例1)

〇〇町会防災部規約

(名 称)

第1条 この部は、〇〇町会防災部（以下「防災部」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 防災部の事務所は、〇〇町会会館内に置く。

(目 的)

第3条 防災部は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 防災部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食・給水等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他防災部の目的を達成するために必要な事項。

(部 員)

第5条 防災部は、〇〇町会内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 防災部に次の役員を置く。

- (1) 部 長 1人
- (2) 副部長 2人
- (3) 班 長 5人
- (4) 会 計 1人
- (5) 監査役 2人

(役員の任務)

第7条 部長は、防災部を代表し、事業を統括し、平常時の予防活動及び地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるときは、その職務を行う。
- 3 班長は、班員を指揮し、予防活動応急活動にあたる。
- 4 部長、副部長及び班長は、本部の構成員となり、事業の運営にあたる。
- 5 会計は、部の予算の編成、金銭の出納保管並びに収支決算を行う。
- 6 監査役は、部の会計を監査する。

(会 議)

第8条 防災部に総会及び本部をおく。

(総 会)

第9条 総会は、全部員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は部長が招集する。
- 4 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

例一例規 6

- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を本部に委任することができる。

(本 部)

第10条 本部は、部長、副部長及び班長によって構成する。

2 本部は次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会へ提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他本部が特に必要と認めたこと。

(班の設置)

第11条 防災部は、第4条の事業を遂行するため、次の班をおく。

- (1) 情報班
- (2) 消火班
- (3) 救出救護班
- (4) 避難誘導班
- (5) 給食給水班
- (6) ○○○(マンション名)班

(防災計画)

第12条 防災部は、地盤等による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食・給水に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(会 費)

第13条 防災部の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

(経 費)

第14条 防災部の運営に要する経費は、会費やその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計検査の結果を総会に報告しなければならない。

(添付書類 例2)

〇〇町会自主防災組織役員名簿

役員名	氏名	住所	電話番号	備考
防災部長				
防災副部長				
防災副部長				
会計				
監査役				
ブロック長				
情報班長				
消火班長				
救出救護班長				
避難誘導班長				
給食給水班長				
〇〇〇班長 (マンション名)				

例一 例規 6
(添付書類 例 3)

〇〇町会防災部組織編成図及び分担

	<部 名>	<班 長>	<班 員>	<職務内容>
本部長 ()	情 報 班	()	()	災害情報の収集・伝達
	消 火 班	()	()	消火器による初期消火
	救出救護班	()	()	怪我人や病人の救出救護
副本部長 () ()	避難誘導班	()	()	人員確認・避難誘導
	給食・給水班	()	()	炊き出し等の給食給水
	〇〇マンション班	()	()	※実情に応じた内容

(添付書類 例 4)

〇〇町会区域図



川口市マンション防災組織育成指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市マンション管理適正化推進条例（以下「マンション条例」という。）第9条第3項の規定に基づき、マンションに係る防災組織の育成及び指導等について必要な事項を定めることにより、効率的で効果的な防災活動を促し、地域防災力の向上に資することを目的とする。ただし、単独の自治会を設立しているマンションについては、川口市自主防災組織育成指導要綱を適用するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づき、町会又は自治会（以下「町会等」という。）を単体として自発的に防災に関する活動を行う団体のことをいう。
- (2) 防災組織 マンションの居住者等の生命、財産及び安全安心な居住環境の保護のためにマンションの住民が自発的に立ち上げた組織をいう。
- (3) 防災リーダー 組織の活動の活性化に寄与することを目的として、市長が認定した者のことをいう。

(育成指導方針)

第3条 市が実施する育成指導方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防災組織の育成及び指導にあたっては、マンション住民の自主性を尊重し、マンションの実情に応じ災害発生時に有効な防災活動が行われるよう指導するものとする。
- (2) 防災組織が実施する防災訓練等の事業をより充実したものにするために、防災リーダーの育成を促進するものとする。

(担当機関)

第4条 防災組織の育成及び指導は、危機管理部危機管理課及び消防局等が共同して行うものとし、総括的事務は危機管理部危機管理課において行うものとする。

(防災組織の結成及び編成)

第5条 防災組織は、既存の地域防災団体、地域内の事業所、町会・自治会等、消防団、防災リーダー、マンション管理組合等と有機的に連携し、機能的に一体化を図るとともに、防災面におけるコミュニティの形成に資するよう努めるものとする。

2 防災組織を結成又は変更しようとする者は、〇〇マンション防災組織（結成・変更）報告書（様式第1号）に規約、役員名簿、組織編成図、区域図その他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

3 防災組織の名称は、組織相互の連絡調整のため統一を図るよう努めるものとし、〇〇マンション防災組織とする。

4 防災組織に次の各号に掲げる役員を置くものとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 班長
- (4) 会計
- (5) 監査役

5 防災組織に次のとおり本部及び各班を設置し、各班から班長を選出するものとする。

- (1) 本部（本部長、副本部長、会計、監査役及び各班長等で編成する。）
- (2) 情報班
- (3) 消火班
- (4) 救出救護班
- (5) 避難誘導班
- (6) 給食給水班

6 組織の任務分担は、別図1の例に掲げるとおりとする。

例一例規 7

（防災組織結成後の指導助言）

第6条 防災組織結成後に行う防災訓練、研修会、その他防災活動の実施に伴う指導助言は、危機管理部危機管理課、消防局、防災関係機関、防災リーダー等が行い、町会・自治会等の自主防災組織が協力するものとする。

（防災リーダーの育成）

第7条 市は、第1条に規定する目的を達成するために、マンション条例第8条第3項に定める防災リーダーを積極的に育成するものとする。また、防災リーダーは、同第2項に定める防災訓練等の事業へ積極的に参画するものとし、組織構成員の防災意識を高揚させるなど地域防災力の向上に向けた防災組織活動の活性化に寄与するものとする。

（災害補償等）

第8条 災害対策基本法第65条第1項の規程による応急措置の業務に従事したことにより負傷、疾病、死亡、障害等となったときの補償については、川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）によるものとする。

2 市が主催する防災訓練又は防災組織が市長に届け出て、その指導を受けて実施する防災訓練に参加した者が、その参加によって負傷又は死亡したときの補償については、川口市防火防災訓練災害補償規則（昭和57年規則第31号）によるものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

〇〇マンション防災組織（結成・変更）報告書

名 称		
マンション名		
結成（変更）年月日		
代 表 者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
事 務 局 所	所在地	
	連絡責任者	（役職名）
		（氏名）
	連絡先	
組織の規模		世帯数（ ）世帯・隊員（ ）名
添付書類		1 規約 2 役員名簿（役職名、氏名、電話等） 3 組織編成図（人員を含む。） 4 区域図

〇〇マンション防災組織結成（変更）結果を上記のとおり報告いたします。

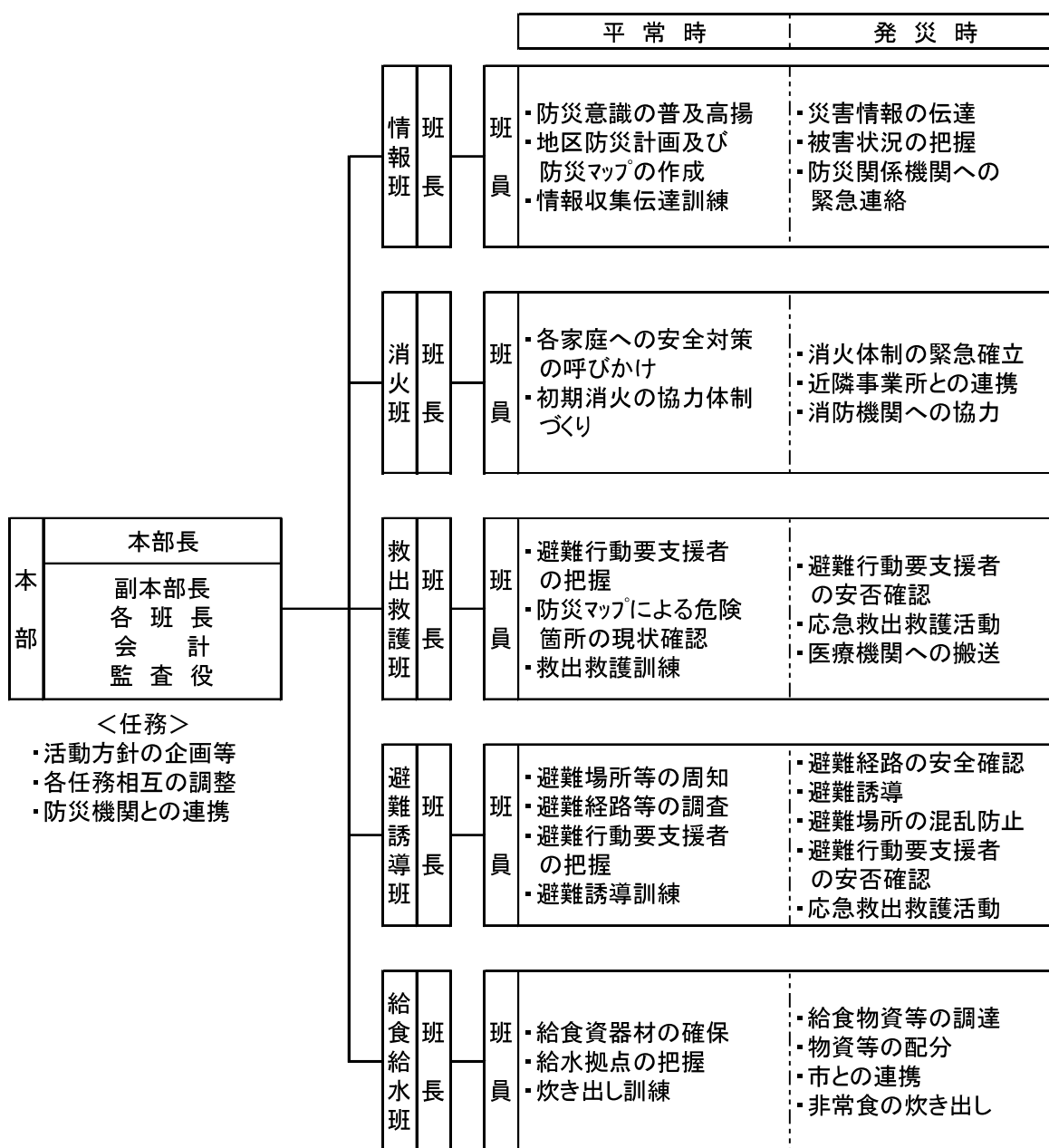
年 月 日

（あて先）川口市長

住 所
氏 名

印

〇〇マンション防災組織における各班の任務分担（例）



(添付書類 例 1)

〇〇マンション防災組織規約

(名 称)

第 1 条 この組織は、〇〇マンション防災組織（以下「防災組織」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 防災組織の事務所は、〇〇マンション〇〇室に置く。

(目 的)

第 3 条 防災組織は、マンション住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 防災組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (2) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食・給水等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他防災組織の目的を達成するために必要な事項。

(部 員)

第 5 条 防災組織は、〇〇マンション内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第 6 条 防災組織に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1 人
- (2) 副本部長 2 人
- (3) 班 長 5 人
- (4) 会 計 1 人
- (5) 監査役 2 人

(役員の任務)

第 7 条 本部長は、防災組織を代表し、事業を統括し、平常時の予防活動及び地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を行う。
- 3 班長は、班員を指揮し、予防活動応急活動にあたる。
- 4 本部長、副本部長及び班長は、本部の構成員となり、事業の運営にあたる。
- 5 会計は、本部の予算の編成、金銭の出納保管並びに収支決算を行う。
- 6 監査役は、本部の会計を監査する。

(会 議)

第 8 条 防災組織に総会及び本部をおく。

(総 会)

第 9 条 総会は、部員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は本部長が招集する。
- 4 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。

例一例規 7

- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を本部に委任することができる。

(本 部)

第10条 本部は、本部長、副本部長、会計、監査役及び班長によって構成する。

2 本部は次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会へ提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他本部が特に必要と認めたこと。

(班の設置)

第11条 防災組織は、第4条の事業を遂行するため、次の班をおく。

- (1) 情報班
- (2) 消火班
- (3) 救出救護班
- (4) 避難誘導班
- (5) 給食給水班

(防災計画)

第12条 防災組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食・給水に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(会 費)

第13条 防災組織の会費は、管理組合の議決を経て、別に定める。

(経 費)

第14条 防災組織の運営に要する経費は、会費やその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計検査の結果を総会に報告しなければならない。

(添付書類 例 2)

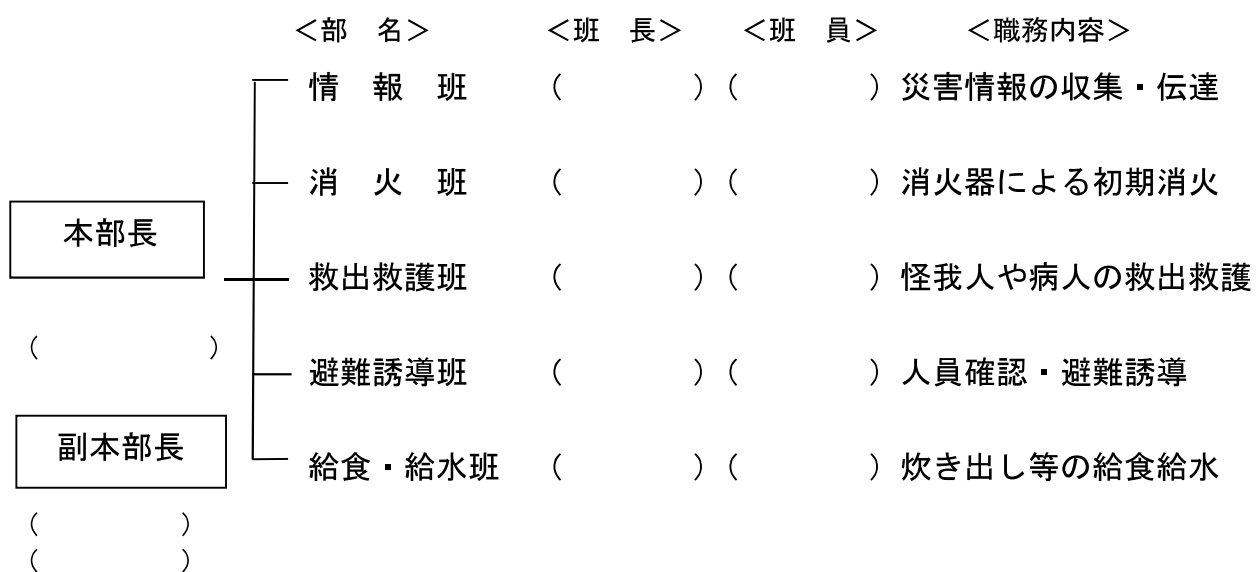
〇〇マンション防災組織役員名簿

役員名	氏名	部屋番号	電話番号	備考
本部長				
副本部長				
副本部長				
会計				
監査役				
情報班長				
消火班長				
救出救護班長				
避難誘導班長				
給食給水班長				

例－例規 7

(添付書類 例 3)

〇〇マンション防災組織編成図及び分担



(添付書類 例 4)

〇〇マンション敷地図

川口市防災リーダー認定講習実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、災害に強いまちづくりの一環とし、川口市防災リーダー育成を目的とした川口市防災リーダー認定講習（以下「講習」という。）について必要な事項を定める。

（担当機関）

第2条 講習の実施主体は市が行うものとする。ただし、講習の一部又は全部を適当と認められる団体等に委託できるものとする。

（受講対象者）

第3条 講習の受講対象者は、川口市内に在住又は在勤、在学する中学生以上の者とする。

ただし、市長が必要と認めたときは、受講対象者以外も受講することができる。

（講習内容）

第4条 講習内容は、以下のとおりとする。

- （1）地震・水害等の災害に関すること
- （2）避難所運営に関すること
- （3）防災資機材取り扱い等の実技に関すること
- （4）その他防災に関すること

（受講申込）

第5条 講習を受講しようとする者は、様式第1号を提出しなければならない。

（認定証交付の申請）

第6条 講習の受講者は、様式第2号を申請するものとする。

（認定証の交付）

第7条 講習の受講者には、様式第3号に定める川口市防災リーダー認定証（以下、「認定証」という。）を交付するものとする。

（再交付）

第8条 認定証を亡失等した場合は、様式第4号により再交付を申請するものとする。

（個人情報の管理）

第9条 市は、認定証の交付を受けた者の個人情報を適正に管理するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年4月10日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月10日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

例－例規 8

- 5 この要綱は、平成28年7月19日から施行する。
- 6 この要綱は、令和4年4月15日から施行する。
- 7 この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

川口市防災リーダー認定講習申込書

年 月 日

(あて先) 川 口 市 長

日 時			
場 所			
団 体 名		人数	
代表者 職・氏名 (代表・個人)			
代表者 住 所 (代表・個人)			
代表者 電 話 番 号 (代表・個人)	自宅 ()	携帯 ()	

注 1 太線内のみ記入してください。

注 2 楷書にて正確に記入してください。

川口市防災リーダー認定証交付申請書

年 月 日

（あて先） 川 口 市 長

申 請 者	ふりがな		性 別
	氏 名		男・女
	生年月日	年 月 日生	
	現 住 所	〒	
	電 話	自宅 () 携帯 ()	
	防災リーダー認定講習受講歴 (どちらかに○)	有・無	
	防災に関する資格の有無 (資格を有しているものに○)	※講習修了者は、認定番号及び認定証取得日を記入して下さい。 認定番号 () 認定証取得日 年 月 日	
個人情報の取り扱いについて		上記の個人情報は、本講習以外の利用及び外部に使用することはありません。 個人情報利用について、 同意する・同意しない	

注 1 太線内のみ記入してください。
注 2 楷書にて正確に記入してください。

認定証	交 付	年 月 日	作成者	照合者
	番 号	第 号		

備 考	
-----	--

(表)

認定番号				号
川口市防災リーダー認定証				
氏 名	○	○	○	○
上記の者は、川口市防災リーダーであることを証します。				
令和	年	月	日	
川口市長	○	○	○	○
				市長

赤帯・白文字

白地・黒文字

たて5.5cm×よこ9.0cm
(名刺サイズ)

(裏)

防災リーダーの任務は次のとおりです。 ○ 災害時における応急対策活動 ○ 地域における危険性の把握 ○ 防災知識の普及啓発 ○ 訓練の企画及び訓練の指導

白地・黒文字

川口市防災リーダー認定証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 口 市 長

川口市防災リーダー認定証の再交付を、下記のとおり申請します。

再 交 付 申 請 事 由			
申 請 者	ふりがな		性 別
	氏 名		男・女
	生年月日	年 月 日生	
	現 住 所	〒	
	電 話	自宅 () 携帯 ()	
個人情報の取り扱いに ついて (どちらかに○)		上記の個人情報は、目的以外に利用及び外部に提供することはありません。	
		個人情報利用について、 同意する・同意しない	

注 1 太線内のみ記入してください。

注 2 楷書にて正確に記入してください。

認 定 証	交 付	年 月 日	作成者	照合者
	番 号	第 号		

備 考	
-----	--

川口市防災行政用無線局管理運用規程

昭和 60 年 3 月 16 日
訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、川口市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する川口市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理に関し、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の 2 以上の固定系子局に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局との通信を行うため、市庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載可搬又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線系 無線局、固定系子局及びそれらの附帯設備を含めた通信システムをいう。

(総括管理者)

第 3 条 無線系に総括管理者を置き、危機管理部長の職にある者をもって充てる。

2 総括管理者は、無線系の管理運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

(管理責任者)

第 4 条 無線系に管理責任者を置き、危機管理部危機管理課長の職にある者をもって充てる。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

(通信取扱責任者)

第 5 条 無線系に通信取扱責任者を置き、管理責任者が無線従事者の資格を有する者の中から指名する者をもってこれに充てる。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

(管理者)

第 6 条 次の部署に管理者を置く。

- (1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署
- (2) 陸上移動局を配備した出先機関等の部署
- 2 管理者は、前項第 1 号にあっては当該部署の課長の職にある者を、同項第 2 号にあっては当該機関の長の職にある者をもって充てる。
- 3 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線施設の管理の業務を所掌する。

(無線従事者)

第 7 条 無線系に無線従事者を置き、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をもって充てる。

- 2 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うものとする。
- 3 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(無線従事者の配置、養成等)

第 8 条 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を図るとともに、常に無線従事者の養成に留意し、研修及び訓練を行うものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年 1 月 1 日をもって様式第 1 号の名簿を作成するものとする。

例一例規 9

(通信取扱者)

第 9 条 通信取扱者は、無線従事者の管理の下に電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(書類の作成及び管理)

第 10 条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱責任者及び管理者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線従事者は、様式第 2 号の日誌を作成し、毎日管理責任者、通信取扱責任者及び管理者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、前項の日誌により毎年 1 月から 12 月までの期間ごとに様式第 3 号の日誌抄録を作成し、翌年の 1 月 20 日までに管理責任者の査閲を受け総括管理者に提出するものとする。

5 通信取扱責任者は、様式第 4 号の届書及び前項の日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(無線設備の保守点検)

第 11 条 無線設備及びその附帯設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 毎月点検

(3) 年点検

2 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検 通信取扱責任者又は管理者

(2) 毎月点検 管理責任者

(3) 年点検 総括管理者

3 予備装置及び予備電源については、毎月 1 回以上その装置を使用し、その機能を確認するものとする。

4 責任者は、点検の結果異常を発見したときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとらなければならない。

(通信訓練)

第 12 条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 年 1 回以上

(2) 定期通信訓練 四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第 13 条 総括管理者は、毎年 1 回以上通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

この訓令は、電波法第 12 条に規定する郵政大臣の免許の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 28 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 31 日訓令第 28 号)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 12 月 26 日訓令第 20 号)

この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 29 日訓令第 10 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

川口市防災行政用固定系無線局運用細則

(目的)

第1条 この細則は、川口市防災行政用固定系無線局（以下「固定系無線局」という。）の適正な運用を図るため、必要な事項を定める。

(送受信設備)

第2条 固定系無線局の送受信設備の設置場所は別表のとおりとする。

(管理)

第3条 固定系無線局の管理は総括管理者が統括する。

2 統括管理者は、管理者をして通信取扱責任者及び無線従事者を固定系無線局の操作に当たらせるとともに、担当職員を指導して固定系無線局の運用について適性を期さなければならない。

(放送の範囲)

第4条 固定系無線局を使用して放送する事項を災害時及び平常時に区分する。

2 災害時に放送する事項は、緊急放送として、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害情報並びに災害についての予報及び警報に関する事項
- (2) 災害の状況により市民を避難所へ誘導する事項
- (3) その他災害上緊急重要な事項

3 平常時に放送する事項は、一般放送として、市政の普及及び周知連絡に関する事項のうち緊急重要な事項とする。

(目的外使用の禁止)

第5条 固定系無線局は、前条の範囲を越えて使用することはできない。ただし、非常通信の場合は、この限りでない。

(放送の依頼等)

第6条 固定系無線局により放送する場合の手続は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 災害対策本部長は、災害時において緊急放送により放送する必要が発生した時は、防災行政用無線緊急放送指令書（第1号様式）により防災課長に指令しなければならない。
- (2) 各課長等は、所掌の事務で放送によって市民に緊急重要な事項を周知する必要がある場合は、防災行政用無線一般放送依頼書（第2号様式）により、防災課長に提出しなければならない。

(放送)

第7条 危機管理課長は前条第2号の放送依頼を受けたときは、その内容について検討し放送を必要とするものについてのみ放送させることができる。

(放送の制限)

第8条 危機管理課長は、総括管理者より、災害の発生その他の理由があると通知を受けたときは放送を制限することができる。

(業務日誌、放送資料の保存)

第9条 無線従事者は、無線業務日誌に放送内容を記録するとともに放送を行った資料を整理保存しなければならない。

(業務日誌の点検)

第10条 管理責任者及び通信取扱責任者は、無線業務日誌を毎日点検し、記録状況を把握して必要な指示を与えるものとする。

(無線設備の保存点検)

第11条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保存点検を行う。

- (1) 毎日点検
- (2) 毎月点検
- (3) 年点検
- 2 保守点検の責任者は、次のとおりとする。
 - (1) 毎日点検 通信取扱責任者又は管理者

例一例規 10

- (2) 毎月点検 管理責任者
- (3) 年点検 総括管理者

- 3 予備装置及び予備電源については、毎月 1 回以上その装置を使用し、その機能を確認するものとする。
- 4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに責任者に報告するとともに、遅滞なく復旧に必要な措置をとらなければならない。

(通信訓練)

第 12 条 総括責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 年 1 回以上
- (2) 定期通信訓練 毎四半期ごと
- 2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警報通報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第 13 条 総括管理者は、毎年 1 回以上通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、無線系の管理運用については、市長が別に定める。

付 則

この細則は、昭和 60 年 3 月 18 日から施行する。

付 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

川口市防災行政用移動系無線局運用細則

(目的)

第1条 この細則は、川口市防災行政用移動系（基地局・陸上移動局）無線局（以下「移動系無線局」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定める。

(設備)

第2条 移動系無線局の送受信設備の設置場所は別表のとおりとする。

(管理)

第3条 移動系無線局の管理は総括管理者が統括する。

- 2 統括管理者は、管理者をして通信取扱責任者及び無線従事者を移動系無線局の操作に当たらせるとともに、担当職員を指導して移動系無線局の運用について適正を期さなければならない。

(通信の原則)

第4条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要のない通信を行ってはならない。
- (2) 通信に用いる用語は、暗号、隠語を使用せず、できる限り簡潔でなければならない。
- (3) 通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正しなければならない。

(通信時間)

第5条 移動系無線局は、常時運用するものとする。

(通信事項)

第6条 移動系無線局は、災害、その他の非常事態に対処するための通信を行うことを優先し、平常時においては一般行政のための通信を行うことができる。

(通信の制限)

第7条 総括管理者は、災害、その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあると認めるときは、通信を制限することができる。

- 2 前項により、通信を制限するときの通信体制は、移動系基地局より無線全面統制をかけ、各移動系無線局との通信を行うものとする。

(目的外使用の禁止)

第8条 移動系無線局は、目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を越えて運用しなければならない。

ただし、非常通信の場合はこの限りではない。

(混信等の防止)

第9条 移動系無線局は、他の無線局に混信を与えるなど、その運用を阻害するような運用をしてはならない。

(通信の記録)

第10条 無線従事者は、無線業務日誌に、毎日通信時間、通信内容等その他必要事項を記録し、その整理を行うものとする。

(呼び出し)

第11条 呼出しは、次の事項を順次送信して行う。

- (1) 相手局の呼出名称 2回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 2回
- (4) どうぞ 1回

2 2以上の特定の移動系無線局を呼出す場合は、次の事項を順次送信する。

- (1) 相手局の呼出名称（2つ以上の呼出名称） 2回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 2回
- (4) どうぞ 1回

例一規 11

3 通信の相手方である移動系無線局を一括して呼出す場合は、次の事項を順次送信する。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 川口市各局 | 2 回 |
| (2) こちらは | 1 回 |
| (3) 自局の呼出名称 | 2 回 |
| (4) どうぞ | 1 回 |

(応答)

第 12 条 自局に対する呼出しを受信したときは直ちに応答するとともに次の事項を順次送信する。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 相手局の呼出名称 | 2 回 |
| (2) こちらは | 1 回 |
| (3) 自局の呼出名称 | 2 回 |
| (4) どうぞ | 1 回 |

2 一括呼出しに対する移動系無線局の応答順位は、呼出名称の番号順によるものとする。

(不確実な呼出しに対する応答)

第 13 条 移動系無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

2 自局に対する呼出しを受信したが、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の替わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。

(放送の終了)

第 14 条 通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がない場合は、送信した通報に続いて、次により送信しなければならない。

- | |
|------------------------------|
| (1) 「こちらは、そちらに送信するものではありません」 |
| (2) 「どうぞ」 |

(通報の受信)

第 15 条 通報を確実に受信したときは、次の事項を順次送信しなければならない。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 相手局の呼出名称 | 1 回 |
| (2) こちらは | 1 回 |
| (3) 自局の呼出名称 | 1 回 |
| (4) 了解 | 1 回 |

第 16 条 通信が終了したときは、「おわります」を送信する。

(その他)

第 17 条 この細則に定めるもののほか、移動系無線局の運用に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この細則は、昭和 60 年 3 月 18 日から施行する。

川口市防火防災訓練災害補償規則

昭和 57 年 3 月 31 日
規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市又は民間防災組織が行う防火防災訓練その他これらに準ずる防火防災訓練に参加した者が当該訓練中の事故(以下「訓練事故」という。)により死亡し、又は傷害を受けた場合において、市が当該補償対象者に対して法律上の損害賠償責任に基づかずに行う災害補償(以下「補償」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間防災組織 市内にある自衛消防組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブその他の自主防災組織をいう。ただし、企業及び事業所等の自衛消防組織は除く。
- (2) 防火防災訓練 消防訓練、水防訓練その他の防災訓練をいう。
- (3) 補償対象者 第 4 条各号に規定する防火防災訓練に参加した者をいう。
- (4) 被害者 補償対象者で訓練事故により死亡し、又は傷害を受けたものをいう。

(被害者への通知等)

第 3 条 補償対象者が訓練事故により死亡し、又は傷害を受けた場合において、市長は、その事実を知り、補償を行う必要があると認めるときは、被害者又はその遺族に対し補償を受けることができる旨を速やかに通知するものとする。

- 2 被害者又はその遺族は、事故のあった日から 1 年以内に当該事故の概要を市長に届け出なければならない。

(補償の対象となる防火防災訓練)

第 4 条 補償の対象となる防火防災訓練は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が行う防火防災訓練で、市内の民間防災組織が参加したもの
- (2) 民間防災組織が自主的に行う防火防災訓練で、市長に防火防災訓練計画届出書(別記様式)の提出があったもの
- (3) 第 1 号又は第 2 号に準ずる方法により実施した防火防災訓練で、市内の町会又は婦人会等が防火防災訓練に参加したもの

(補償の種類)

第 5 条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害補償死亡一時金
- (2) 災害補償後遺障害一時金
- (3) 入院療養補償
- (4) 通院療養補償
- (5) 休業補償

- 2 同一の訓練事故により被害者に補償を行う場合においては、災害補償死亡一時金と災害補償後遺障害一時金の重複支給は行わず、災害補償死亡一時金をもってこの規則に基づく補償とする。

(災害補償死亡一時金)

第 6 条 補償対象者が訓練事故により死亡し、又は訓練事故により傷害を受け、それにより当該事故の日から 180 日以内に死亡した場合は、市は、7,000,000 円の災害補償死亡一時金を遺族に支給する。

(災害補償死亡一時金の支給を受けることができる遺族)

第 7 条 災害補償死亡一時金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害者の死亡当時において、主として当該被害者の収入により生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 2 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前項の規定により難しいときは、前項の規定にかかわらず、前項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

(災害補償後遺障害一時金)

第 8 条 補償対象者が訓練事故により傷害を受け、それにより治癒後 180 日以内で、かつ、当該事故後 1 年 6 月以内において、別表に定める程度の後遺障害が生じた場合は、市は、当該後遺障害の等級に応じて同表で定める額の災害補償後遺障害一時金を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、被害者が訓練事故後 1 年 6 月を経過してなお治療を要する状態で、かつ、別表に定める程度の後遺障害が存する場合は、市は、当該 1 年 6 月を経過する日の前日における医師の診断に基づき後遺障害の等級を決定して、当該後遺障害の等級に応じて同表で定める額の災害補償後遺障害一時金を支給する。
- 3 別表に定める程度の後遺障害が 2 以上ある場合の後遺障害の等級は、重い後遺障害の等級によるものとする。
- 4 既に身体に障害のある補償対象者が訓練事故により後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の後遺障害の程度に該当する別表に定める等級に応じて同表に定める災害補償後遺障害一時金の額から加重前の後遺障害の程度に該当する同表に定める等級に応じて同表に定める災害補償後遺障害一時金の額を差引いた額を災害補償後遺障害一時金として支給する。
- 5 別表に定める後遺障害の程度に至らない障害については、災害補償後遺障害一時金は支給しない。

(入院療養補償)

第 9 条 補償対象者が訓練事故により傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に入院した場合は、市は、入院療養補償として 3,500 円に入院日数(この日数が 90 日を超えるときは、90 日を限度とする。)を乗じて得た金額を支給する。

- 2 前項の入院日数は、当該障害により入退院を繰り返した場合は、最初に療養のため入院した日から起算した実入院日数とする。

(通院療養補償)

第 10 条 補償対象者が訓練事故により傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に 1 週間以上通院した場合は、市は、通院療養補償として、事故発生の日から起算して 90 日以内の通院について、2,500 円に実通院日数を乗じて得た金額を支給する。

- 2 一補償対象者の同一の訓練事故による傷害に対して、入院療養補償及び通院療養補償のいずれも支給する場合は、前条第 1 項の規定による最高限度額をもって限度とする。

(休業補償)

第 11 条 補償対象者が訓練事故により傷害を受け、それにより就業できない場合は、市は、休業補償として 3,000 円に休業日数(この日数が 90 日を超えるときは、90 日を限度とする。)を乗じて得た金額を支給する。

- 2 前項の休業日数は、当該傷害により休業を繰り返した場合は、最初に休業した日から起算した実休業日数とする。
- 3 当該障害の発生が、午後 5 時を経過した後の訓練事故によるものであった場合は、前 2 項に定める休業日数は、当該事故の翌日から起算する。

(往復経路における事故の場合)

第 12 条 第 6 条及び前 4 条の規定は、補償対象者が防火防災訓練会場までの合理的な経路及び方法による往復において事故に遭い、これにより死亡し、又は傷害を受けた場合に準用する。ただし、この場合の補償金額は、これらの規定による金額の 2 分の 1 を限度とする。

(治療を怠った場合等における措置)

第 13 条 第 6 条及び前 5 条の規定にかかわらず、被害者が正当な理由がなくその治療を怠り、このため当該傷害が重大になり、又は死亡したときは、その者に対する補償は、その影響がなかった場合に相当する額を限度とする。

- 2 第 6 条及び前 5 条の規定にかかわらず、被害者が、既に存在していた疾病の影響により、又は訓練事故により傷害を受けた後に当該事故と関係なく生じた傷害若しくは疾病の影響により、当該傷害が重大となり、又は死亡したときは、前項の規定を準用する。
- 3 第 6 条及び前 5 条の規定にかかわらず、補償対象者が訓練事故により死亡し、又は傷害を受けた場合において、被害者に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じ補償の額を減額する。

(適用の除外)

第 14 条 次に掲げる者については、この規則は適用しない。

- (1) 企業及び事業所等の自衛消防組織等の業務により防火防災訓練に参加した者
- (2) 防火防災訓練中に休憩がある場合で、この休憩中に事故にあった者
- (3) 防火防災訓練を観覧又は応援していた者

2 次の事由に起因して被害者が死亡し、又は傷害を受けた場合は、この規則は適用しない。

- (1) 市（市の職員及び消防団員並びに市から防災訓練の指導の委託を受けた者を含む。）又は被害者の故意
- (2) 損害賠償金又は補償金を受けるべき者の故意
- (3) 被害者の自殺行為
- (4) 被害者の犯罪行為
- (5) 被害者の精神障害又は飲酒
- (6) 被害者の妊娠又は流産等
- (7) 戦争その他変乱
- (8) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染
- (9) 被害者の疾病（細菌性食中毒を含む。）
- (10) 地震、噴火、洪水、津波等の自然災害
- (11) 核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (12) 放射線照射又は放射能汚染（前号に規定する事由を除く。）
- (13) その他前各号に類似する事由によるもの

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者が訓練事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、第 6 条及び第 8 条から第 11 条までの規定による金額の 2 分の 1 を限度として補償を行うことができる。

(損害賠償への充当等)

第 15 条 同一の訓練事故について市に損害賠償責任が生じたときは、この規則による補償は行わず、また、この規則に基づき、既に支払った補償金があるときは、当該補償金は損害賠償の額に充当する。

(補償額の調整)

第 16 条 第 6 条及び第 8 条から第 11 条までの規定にかかわらず、一の防火防災訓練に起因する事故に係る補償金の総額が 3 億円を超える場合は、それぞれの補償金の額を減額することができる。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 28 日規則第 19 号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。
- 3 前項の場合において、この規則による押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則(平成 10 年 3 月 31 日規則第 56 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の川口市防火防災訓練災害補償規則の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以後に発生した事故に対する補償について適用し、同日前に発生した事故に対する補償については、なお従前の例による。

例一例規 12

附 則(平成 13 年 9 月 27 日規則第 77 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日規則第 17 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の川口市防火防災訓練災害補償規則の規定は、この規則の施行の日以降に発生した訓練事故に対する補償について適用し、同日前に発生した事故に対する補償については、なお従前の例による。

別表 略

別記様式

決 裁 欄

防火防災訓練計画届出書

年 月 日

(あて先)川口市長

民間防災組織名

代 表 者 住 所

代 表 者 氏 名

電 話

川口市防火防災訓練災害補償規則第 4 条第 2 号又は第 3 号に規定する防火防災訓練を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 訓練日時

年	月	日				
午前 午後	時	分から	午前 午後	時	分まで	
- 2 場所
- 3 訓練内容
- 4 参加人員
- 5 添付書類
(詳細訓練計画等)

川口市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 1 日
条例第 50 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 本市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 5,000,000 円とし、その他の場合にあっては 2,500,000 円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 本市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 2,500,000 円とし、その他の場合にあっては 1,250,000 円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 本市は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000 円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000 円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000 円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円
 - ウ 住居が全壊した場合（エに該当する場合を除く。） 2,500,000 円
 - エ 住居の全体が滅失（全壊、全焼及び流失を含む。）した場合 3,500,000 円
- 2 前項第 1 号ウ又は同項第 2 号イ若しくはウ（以下この項において「当該各規定」という。）の場合において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情があるときは、当該各規定にかかわらず、その被災した世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付限度額は、3,500,000 円（同項第 2 号イの場合は 2,500,000 円）とする。

例一例規 13

- 3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項に規定する場合は、5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。
- 3 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を、第1項の保証人を立てる場合にあっては無利子と、同項の保証人を立てない場合にあっては延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（昭和57条例44・旧第13条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（平成23条例91・旧附則・一部改正）
（鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置）
- 2 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項及び次項において「編入日」という。）前に生じた編入前の鳩ヶ谷市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年鳩ヶ谷市条例第45号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。）の規定による災害（編入日前の災害により編入日以後に障害の状態となり、又は死亡した場合を含む。）に係る災害弔慰金等については、この条例の規定による災害弔慰金等とみなす。
（平成23条例91・追加）
- 3 前項に規定するもののほか、編入日前に編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
（平成23条例91・追加）

附 則（昭和50年6月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月10日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の川口市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年9月26日条例第85号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の川口市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年9月30日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の川口市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月21日条例第44号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の川口市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害に係る災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月11日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の川口市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和62年2月1日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年3月27日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の川口市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条及び第10条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年9月26日条例第91号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第133号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川口市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年6月25日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成

3

1年4月1日以後に発生した災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に発生した災害に係る災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

川口市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 10 月 1 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川口市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 50 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下この章において同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。以下この章において同じ。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡し、又は行方不明となった市民の遺族（条例第 4 条第 1 項の遺族の範囲に属する者をいう。次項において同じ。）に対し、死亡し、又は行方不明となった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、災害（条例第 3 条の災害をいう。以下この章及び次章において同じ。）により死亡し、又は行方不明となったことを証明する他の書類をもってこれに代えることができる。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者（条例第 9 条の障害者をいう。次条において同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、災害により負傷し、又は疾病にかかったことを証明する他の書類をもってこれに代えることができる。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する様式第 1 号の診断書を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、様式第 2 号の申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

- 2 借入申込者は、前項の申込書を、その者の被害を受けた日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

- 第 7 条 市長は、前条第 1 項の申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

- 第 8 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、様式第 3 号の通知書により当該借入申込者に通知するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、様式第 4 号の通知書により当該借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

- 第 9 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた者は、速やかに様式第 5 号の借用書（保証人（条例第 14 条第 1 項の規定による保証人をいう。以下同じ。）を立てる場合にあっては、保証人の連署した様式第 5 号の借用書）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑登録証明書（保証人を立てる場合にあっては、借受人及び保証人の印鑑登録証明書）を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

- 第 10 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

- 第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

- 第 12 条 繰上償還をしようとする者は、様式第 6 号の申出書を市長に提出するものとする。

(一時償還)

- 第 13 条 市長は、資金の全部又は一部につき、一時償還を請求するときは、様式第 7 号の請求書により当該借受人に請求するものとする。

(償還金の支払猶予)

- 第 14 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、様式第 8 号の申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、様式第 9 号の通知書により当該借受人に通知するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、様式第 10 号の通知書により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

- 第 15 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、様式第 11 号の申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払免除を認める旨を決定したときは、様式第 12 号の通知書により当該借受人に通知するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、様式第 13 号の通知書により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

- 第 16 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、様式第 14 号の申請書に次に掲げるいずれかの書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
 - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- 2 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、様式第 15 号の通知書により当該償還免除申請者に通知するものとする。

例一例規 14

- 3 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、様式第 16 号の通知書により当該償還免除申請者に通知するものとする。

(督促)

第 17 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発付するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 18 条 借受人は、借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、速やかに様式第 17 号の届出書を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成 23 規則 78・旧附則・一部改正)

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

2 鳩ヶ谷市の編入の日前に、編入前の鳩ヶ谷市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 50 年鳩ヶ谷市規則第 2 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成 23 規則 78・追加)

附 則(昭和 57 年 12 月 21 日規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 1 月 8 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 27 日規則第 77 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 23 年 8 月 31 日規則第 37 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の川口市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 3 条及び第 5 条の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成 23 年 10 月 5 日規則第 78 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 11 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 26 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 9 月 27 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 21 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

川口市避難行動要支援者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時の避難に特に支援を必要とする高齢者及び障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）に対し、市が発令する避難情報を伝達し、早期に安全な場所への避難誘導を行なうとともに、速やかに安否の確認を取ることができるよう必要な事項を定めることにより、避難行動要支援者の安心できる暮らしに資することを目的とする。

(避難行動要支援者の対象範囲)

第2条 避難行動要支援者は、市内に居住し、災害時に自力で避難することが困難な在宅者で、次のいずれかに該当する者のみで世帯を構成する者とする。

- (1) 65歳以上の高齢者
 - (2) 次のいずれかの障害者手帳を所持する者
 - ア 身体障害者手帳 1～3級
 - イ 療育手帳 ㊤・A・B
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳 1・2級
 - (3) 介護保険による要介護認定において、要介護3～5の認定を受けた者
 - (4) 指定難病医療受給者証を所持し、日常生活において補助が必要な者
 - (5) 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、高額治療継続者を除く重症患者認定を受けている者
- 2 市長は、前項に規定する者のほか、特に必要と認めた者については、避難行動要支援者としてすることができる。

(避難行動要支援者の把握)

第3条 避難行動要支援者の把握については、前条第1項第1号の対象者については民生委員・児童委員が実施する高齢者世帯調査等の情報を、同項第2号の対象者については身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付者の指導台帳の情報を、同項第3号の対象者については介護保険受給者情報を利用する。

(登録及び情報の共有等)

第4条 避難行動要支援者の登録は、避難行動要支援者登録申請書兼同意書（様式第1号。以下「申請書兼同意書」という。）により行うものとし、同意を得られた者については避難行動要支援者同意者名簿（以下「同意者名簿」という。）を作成し、登録情報を平常時から市関係部局で共有するとともに、関係機関に提供を行うものとする。

ただし、申請書兼同意書を提出しなかった者及び同意を得られなかった者については、避難行動要支援者未同意者名簿（以下「未同意者名簿」という。）を作成し、登録情報を平常時は市関係部局で共有し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で避難を必要とする時に限り、関係機関に提供を行うものとする。

(市関係部局及び関係機関の範囲)

第5条 避難行動要支援者情報を共有する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市関係部局
 - ア 長寿支援課
 - イ 障害福祉課
 - ウ 介護保険課
 - エ 危機管理課
 - オ 消防局 指令課
- (2) 関係機関
 - ア 民生委員・児童委員
 - イ 消防団
 - ウ 自主防災組織
 - エ 町会及び自治会
 - オ 市社会福祉協議会

例一例規 15
力 警察

（避難行動要支援者情報の内容）

第 6 条 避難行動要支援者情報の内容は、次の項目とする。

- （１）氏名
- （２）生年月日
- （３）年齢
- （４）性別
- （５）住所
- （６）電話番号
- （７）身体状況
- （８）緊急連絡先
- （９）町会名、自治会名

（関係機関の守秘義務の確保）

第 7 条 関係機関への情報提供については複数の関係者が携わるため、避難行動要支援者（同意者・未同意者）名簿受領書兼個人情報取扱事項確認書（様式第 2 号。以下「受領書兼確認書」という。）の提出があったところのみ情報提供を行う。ただし、民生委員・児童委員、消防団、並びに警察については、守秘義務があるため、受領書兼確認書の提出は必要としない。

なお、避難行動要支援者情報の取扱いについては、避難行動要支援者情報の取扱要領を遵守する。

（避難行動要支援者情報の管理及び更新方法）

第 8 条 関係機関は、避難行動要支援者情報の適正管理に努めるとともに、盗難又は外部への漏えいがないよう、厳重に管理を行うものとする。

2 避難行動要支援者情報の更新については、年 1 回行うものとする。

なお、更新時には、既に受領している名簿を返却しなければならない。

（登録事項の変更等）

第 9 条 避難行動要支援者は、同意者名簿に登録された事項に変更が生じた時には、避難行動要支援者登録内容変更届（様式第 3 号。以下「登録内容変更届」という。）により届け出るものとする。

なお、登録済みの避難行動要支援者から再度申請書兼同意書が提出された場合は、登録内容変更届の提出があったものとみなす。

2 市長は、避難行動要支援者情報に変更があることを知った場合には、職権により避難行動要支援者情報を変更することができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第 10 条 市長は、第 4 条の規定による申請及び同意並びに前条の規定による届出については、市長が定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請及び同意並びに届出については、申請書兼同意書又は登録内容変更届により行われたものとみなして、この要綱の規定を適用する。

（庶務）

第 11 条 この要綱に係る庶務は、福祉部長寿支援課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

2 川口市災害時安心情報ネットワーク登録制度実施要綱（平成 17 年 10 月 1 日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

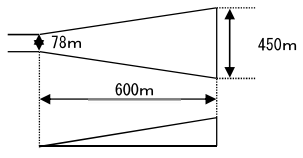
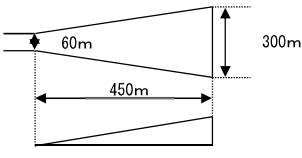
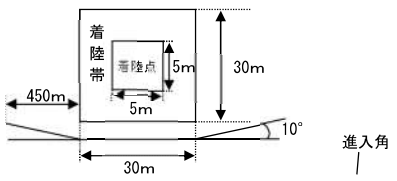
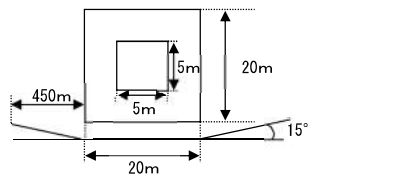
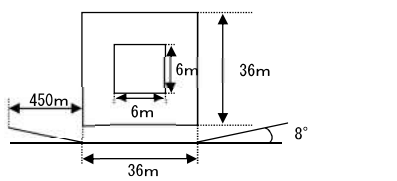
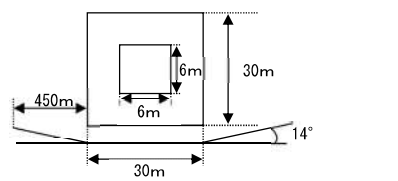
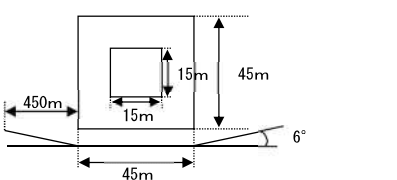
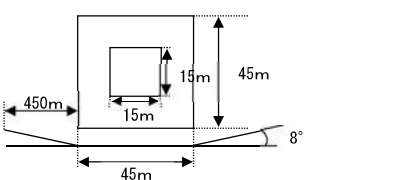
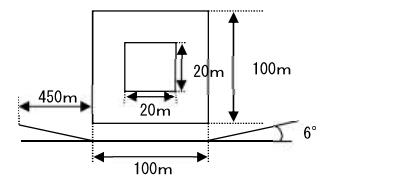
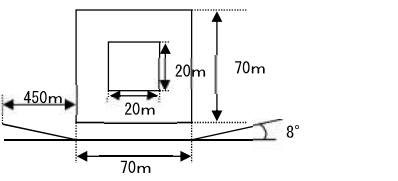
附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

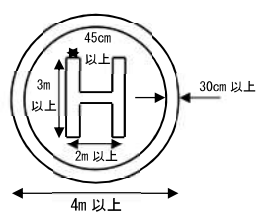
附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

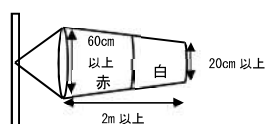
ヘリコプター離着陸（発着）場基準及び標示要領

		標準	応用
L R-1	滑走路	30m 	20m 
	進入区域	 30 : 1	 20 : 1
O H-6		 進入角	
H u-1 A H-1			
V-107			
C H-47			

口着陸点及び吹流しの基準



※石灰で標示。積雪時は墨汁、絵の具等で明瞭に標示。



- 生地は繊維
- 型は円形帯
- 色は明瞭な色彩で一色または数色

※吹流しがない場合は、吹流しに準ずる規格の旗あるいは発炎筒を焚き示す

災害救助法又は国民保護法が発動された場合における 災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成18年6月15日18総食第294号制定

第1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食糧管理特別会計に属する物品のうち政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続について、必要な事項を定めるものとする。

第2 事前の協定等

- 1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第30条及び国民保護法第76条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第3に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。

- (1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。
- (2) 知事は、市長村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

- (3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所が知事と協議の上、決定するものとする。

- (ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと
- (イ) 自衛隊の派遣が行われていること
- (ウ) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

- 2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

- 1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

- (1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成16年4月1日付け15総合第2911号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

- (2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（昭和35年4月7日付け35食糧第2232号（経理）食糧庁長官通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

- ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。
イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

- 2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

- (1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

- ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

- イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理室から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

- ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

- エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち会わせるものとする。

- (2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との連絡がつかない場合

- ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

- (ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文書により要請を行うものとする

- (イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

- (ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

- (エ) 保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち会わせるものとする。

例一例規 17

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(7) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

(4) 倉庫の責任者は、(7)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

(4) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡がつき次第、速やかに(4)による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市長村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

1 分任物品管理官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。

2 分任物品管理官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。

2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。

(1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。

(2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。

(3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

災害時相互応援協定関係一覧

No	名称	相手方	概要	締結日 (更新日)
1. 相互応援 (公共団体)				
1	災害時の相互応援に関する覚書	吹上町・川里村・鴻巣市・北本市・桶川市・上尾市・伊奈町・大宮市・与野市・浦和市・蕨市・戸田市	相互応援	昭和 54 年 7 月 3 日
2	避難場所の相互利用に関する協定	草加市・蕨市・戸田市・鳩ヶ谷市	避難場所の相互利用協力	平成 4 年 9 月 1 日
3	災害時における相互応援に関する協定	横須賀市	相互応援	平成 8 年 3 月 25 日
4	災害時における相互応援に関する協定	水戸市	相互応援	平成 8 年 3 月 27 日
5	災害時における相互応援に関する協定	宇都宮市	相互応援	平成 8 年 3 月 28 日
6	災害時における相互応援に関する協定	船橋市	相互応援	平成 8 年 6 月 21 日
7	災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定	足立区・草加市・蕨市・戸田市	相互応援及び平素時における防災対策の協力	平成 8 年 11 月 15 日
8	災害時における避難場所相互利用に関する協定	岩槻市 (現:さいたま市)	相互応援	平成 8 年 12 月 17 日
9	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する協定	埼玉県知事及び県内全市町村長	相互応援	平成 19 年 5 月 1 日
10	災害時における情報交換等に関する協定	東京都北区	災害情報の交換	平成 26 年 7 月 14 日
11	北区防災行政無線局設置等に関する協定	東京都北区	防災行政無線局の設置	平成 26 年 7 月 14 日
12	中核市災害相互応援協定	中核市	相互応援	平成 30 年 4 月 1 日
13	指定緊急避難場所の相互利用に関する協定	越谷市	指定緊急避難場所の相互利用協力	令和 4 年 5 月 31 日
2. 特定事項 (公共団体)				
1	通信設備の優先利用等に関する協定	埼玉県警察本部	警察が専用している通信設備の優先利用	昭和 38 年 4 月 8 日
2	埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	消防に関する相互応援	昭和 60 年 4 月 1 日
3	水道災害相互応援に関する覚	宇都宮市・前橋市・水戸市	応急給水、水道施設の応急復旧、資機材の供給	平成 18 年 7 月 27 日
4	消防相互応援協定	さいたま市	消防に関する相互応援	平成 18 年 9 月 15 日
5	消防相互応援協定	戸田市	消防に関する相互応援	平成 18 年 12 月 11 日
6	消防相互応援協定	蕨市	消防に関する相互応援	平成 19 年 3 月 14 日
7	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	一般廃棄物処理の相互応援協力	平成 20 年 7 月 15 日
8	光通信ネットワークを利用した河川情報提供に関する協定	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所	災害時における光通信ネットワークを利用した相互の情報交換	平成 22 年 11 月 1 日
9	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	国土交通省との被害情報等の交換	平成 23 年 7 月 26 日
10	埼玉県防災情報システムの端末の設置に関する協定	埼玉県知事	埼玉県が運用している「埼玉県防災情報システム」の端末の設置及び運用	平成 23 年 10 月 1 日
11	消防相互応援協定	東京都(北区・足立区)	消防に関する相互応援	平成 25 年 3 月 25 日
12	消防相互応援協定	越谷市	消防に関する相互応援	平成 26 年 4 月 1 日
13	東北高速道路管内市町(組合)間の消防相互応援協定	さいたま市・蓮田市・羽生市・埼玉東部消防組合消防局・館林地区消防組合	東北高速道路における消防相互応援	平成 27 年 3 月 27 日
14	消防相互応援協定	草加八潮消防組合	消防に関する相互応援	平成 28 年 3 月 18 日
15	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	埼玉県下水道事業管理者・埼玉県内市町村・日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の復旧支援	平成 29 年 9 月 20 日
16	災害時における施設等提供の協力に関する協定	公益財団法人川口緑化センター 国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所	川口緑化センター及び川口市営植物取引センターの施設提供等	平成 30 年 1 月 18 日

例一協定 1

No	名称	相手方	概要	締結日 (更新日)
17	東京外環自動車管内市間の 消防相互応援協定	和光市・戸田市・さいたま 市・草加市・三郷市・八潮市	東京外環自動車道における消 防に関する相互応援	平成 31 年 4 月 1 日
18	災害時における福祉避難 所の開設に関する覚書	埼玉県立川口特別支援学校	学校施設の福祉避難所利用	令和 2 年 12 月 19 日
19	災害時における県立学校 の使用に関する覚書	埼玉県立川口北高等学校	学校施設の避難所利用	令和 3 年 3 月 1 日
20	災害時における県立学校 の使用に関する覚書	埼玉県立川口東高等学校	学校施設の避難所利用	令和 3 年 3 月 1 日
21	災害時における県立学校 の使用に関する覚書	埼玉県立川口青陵高等学校	学校施設の避難所利用	令和 3 年 3 月 1 日
22	災害時における県立学校 の使用に関する覚書	埼玉県立鳩ヶ谷高等学校	学校施設の避難所利用	令和 3 年 3 月 1 日
23	災害時における防災拠点 校の使用に関する覚書	埼玉県立川口高等学校	学校施設の避難所利用	令和 3 年 3 月 1 日
24	災害時における防災拠点 校の使用に関する覚書	埼玉県立川口工業高等学校	学校施設の避難所利用	令和 3 年 3 月 1 日
3. 公共団体・事業者との協定				
① 避難場所				
1	災害時における緊急避難 場所の提供等に関する協 定書	(公財) 川口市公園緑地公社	避難場所等の提供	平成 23 年 2 月 2 日
2	災害時における施設等の 提供協力に関する協定	キューポ・ラ本館共同防火・防 災管理協議会	帰宅困難者への避難場所等の 提供	平成 25 年 8 月 30 日
3	災害時における施設等の 提供協力に関する協定	(公財) 川口総合文化センタ ー	帰宅困難者への避難場所等の 提供	平成 25 年 8 月 30 日
4	災害時の物資の提供及び 洪水時一時避難施設とし ての使用に関する協定	(株) イトーヨーカ堂	・ 洪水時一時緊急避難施設の 指定 ・ 食料品や日用品等の供給	平成 29 年 11 月 16 日
5	災害時における物資の供 給等に関する協定	(株) マミーマート	・ 避難場所の提供 ・ 食料品や日用品等の供給	平成 30 年 10 月 2 日
6	洪水時における一時緊急 避難施設としての使用に 関する協定	パークホームズ川口幸町セン ターステージ管理組合	洪水時一時緊急避難施設の指 定	平成 31 年 3 月 26 日
7	洪水時における一時緊急 避難施設としての使用に 関する協定	ハイラーク川口	洪水時一時緊急避難施設の指 定	平成 31 年 3 月 26 日
8	洪水時における一時緊急 避難施設としての使用に 関する協定	グリーンビュー第 3 川口管理 組合 グリーンビュー第 3 川口町会	洪水時一時緊急避難施設の指 定	平成 31 年 4 月 22 日
9	災害時における包括的な 災害支援及び被災者の救 援活動に関する協定	サイボー (株) 埼玉不動産 (株) ネットヨタ東埼玉 (株)	・ 外部給電が可能な車両の提 供 ・ 避難場所の提供	令和 2 年 9 月 16 日
10	災害時における一時避難 場所の提供及び被災者支 援等に関する協定	(株) 丸喜運輸 (現: (株) MARUKI)	・ 避難場所等の提供 ・ 物資集積場所の提供	令和 3 年 11 月 15 日
11	洪水時における一時緊急 避難施設としての使用に 関する協定	三井不動産 (株)	・ 洪水時一時緊急避難施設の 指定 (ラガーデン川口) ・ 食料品の供給	令和 4 年 10 月 31 日
12	災害時の物資の提供及び 指定緊急避難場所の指定 に関する覚書	イオンモール (株) イオンリテール (株)	・ 指定緊急避難場所の指定 ・ 食料品や日用品等の供給	令和 4 年 11 月 25 日
13	災害時における一時避難 場所の提供及び被災者支 援等に関する協定	埼玉協同病院	・ 避難場所の提供 ・ 医療的支援	令和 5 年 12 月 28 日
14	災害時における支援協力 に関する協定	(株) 遊楽	一時滞在所の提供	令和 6 年 9 月 3 日
15	災害時における一時避難 場所の提供に関する協定	(株) ヤオコー	避難場所の提供	令和 6 年 11 月 29 日
② 帰宅困難者				
1	災害時における一時滞 在場所の協力に関する協 定	川口金山町 1 2 番地区市街地 再開発組合 (現: サウスゲートタワー川 口 全体管理組合)	帰宅困難者向けの一時滞在所 の提供	平成 24 年 3 月 29 日
2	地震災害時における帰宅 困難者対応に関する覚書	東日本旅客鉄道 (株) 大宮支 社	帰宅困難者対応	平成 25 年 5 月 1 日
3	災害時における施設等の 提供協力に関する協定	キューポ・ラ本館共同防火・防 災管理協議会	帰宅困難者への避難場所等の 提供	平成 25 年 8 月 30 日

No	名称	相手方	概要	締結日 (更新日)
4	災害時における施設等の提供協力に関する協定	(公財) 川口総合文化センター	帰宅困難者への避難場所等の提供	平成 25 年 8 月 30 日
5	災害時における一時滞在場所の協力に関する協定	野村不動産(株)	帰宅困難者向けの一時滞在場所の提供	平成 31 年 1 月 22 日
6	災害時における一時滞在場所の協力に関する協定	川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合	帰宅困難者向けの一時滞在場所の提供	令和 3 年 3 月 17 日
7	災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定	川口信用金庫	帰宅困難者への避難場所等の提供	令和 5 年 12 月 12 日
③要配慮者支援				
1	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(社福) ひふみ会	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 28 年 3 月 22 日
2	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(社福) ごきげんらいぶ	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 28 年 3 月 22 日
3	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(社福) めだかすとりいむ	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 28 年 3 月 22 日
4	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(社福) 川口長生会 (現: (社福) ひふみ会)	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 28 年 3 月 22 日
5	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(社福) 水梅会	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 28 年 3 月 22 日
6	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(社福) 名栗園	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 28 年 3 月 22 日
7	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(社福) 徳誠会	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 28 年 3 月 22 日
8	災害時におけるバス移送に関する協定	協同自動車興業(株)	バス移送	平成 29 年 1 月 24 日
9	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(社福) みぬま福祉会	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 31 年 4 月 4 日
10	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(社福) ひらく会	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 31 年 4 月 4 日
11	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(社福) あかぼり福祉会	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 31 年 4 月 4 日
12	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(NPO) くれおん (現 (社福) あみくる Days)	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 31 年 4 月 4 日
13	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(NPO) たびだち	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 31 年 4 月 4 日
14	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(株) ピュアホームズ	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	平成 31 年 4 月 4 日
15	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定	(社福) 厚生会	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	令和 4 年 2 月 18 日
16	災害時における施設利用の協力に関する協定	川口ホテル旅館組合	要配慮者用の避難施設の提供	令和 4 年 12 月 1 日
17	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定書	(社福) 安心会	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	令和 5 年 9 月 1 日
18	災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定書	(社福) 健寿会	・福祉避難所の開設 ・要援護者の受入れ	令和 5 年 11 月 22 日
④医療救護				
1	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社) 川口市医師会	医療救護活動	平成 27 年 12 月 21 日
2	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社) 川口歯科医師会	・歯科医療救護活動 ・遺体の身元確認	平成 28 年 12 月 19 日

例－協定 1

No	名称	相手方	概要	締結日 (更新日)
3	災害時における傷病者の 応急処置活動に関する協定	(公社) 埼玉県柔道整復師会 川口支部	傷病者の応急処置活動	平成 29 年 11 月 22 日
4	災害時の医療救護活動に 関する協定	(一社) 川口薬剤師会	医療救護活動	令和元年 5 月 15 日
5	災害時における一時避難 場所の提供及び被災者支 援等に関する協定	埼玉協同病院	・ 避難場所の提供 ・ 医療的支援	令和 5 年 12 月 28 日
⑤食料供給				
1	災害時における優先的食 糧供給の協力に関する覚 書	(株) 五十和	優先的食糧供給	平成 11 年 8 月 1 日
2	災害時における優先的食 糧供給の協力に関する覚 書	(株) デイジイ	優先的食糧供給	平成 11 年 8 月 1 日
3	災害時における優先的食 糧供給の協力に関する覚 書	(株) サンフレッセ	優先的食糧供給	平成 11 年 8 月 1 日
4	災害時における優先的食 糧供給の協力に関する覚 書	神明マタイ (株) 東京工場 (現: (株) 神明 東京工場)	優先的食糧供給	平成 11 年 8 月 1 日
5	災害時における優先的食 糧供給の協力に関する覚 書	(株) ナンプ	優先的食糧供給	平成 11 年 8 月 1 日
6	災害時における優先的食 糧供給の協力に関する覚 書	川口米穀販売 (協) (現: 川口米穀小売商業組 合)	優先的食糧供給	平成 11 年 8 月 1 日
7	災害時飲料提供型自動販 売機に関する協定	三国コカ・コーラボトリング (株) (現: コカ・コーライースト ジャパン (株))	災害時飲料提供型自動販売機 の使用	平成 18 年 4 月 1 日
8	災害時飲料提供型自動販 売機に関する協定	三国フーズ (株) (現: FV イーストジャパン (株))	災害時飲料提供型自動販売機 の使用	平成 18 年 4 月 1 日
9	災害時における物資等の 供給に関する協定	(株) ダイエー	食料品や日用品等の供給	平成 20 年 3 月 21 日
10	災害時の物資等の供給に 関する協定	(株) マルエツ	食料品や日用品等の供給	平成 25 年 5 月 1 日
11	災害時における飲料水の 提供に関する協定	(株) 伊藤園	飲料水の提供	平成 25 年 5 月 1 日
12	災害時における物資供給 に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策セ ンター	食料品や日用品等の供給	平成 27 年 7 月 13 日
13	災害時の物資供給及び店 舗営業の継続又は早期再 開に関する協定	(株) セブン-イレブン・ジ ャパン	食料品や日用品等の供給	平成 29 年 11 月 16 日
14	災害時の物資の提供及び 洪水時一時避難施設とし ての使用に関する協定	(株) イトーヨーカ堂	・ 洪水時一時緊急避難施設の 指定 ・ 食料品や日用品等の供給	平成 29 年 11 月 16 日
15	災害時における物資の供 給等に関する協定	(株) マミーマート	・ 避難場所の提供 ・ 食料品や日用品等の供給	平成 30 年 10 月 2 日
16	災害時における優先的食 料供給の協力に関する協 定	(株) マルフク商事	食料品の供給	令和元年 8 月 13 日
17	洪水時における一時緊急 避難施設としての使用に 関する協定	三井不動産 (株)	・ 洪水時一時緊急避難施設の 指定 (ララガーデン川口) ・ 食料品の供給	令和 4 年 10 月 31 日
18	災害時の物資の提供及び 指定緊急避難場所の指定 に関する覚書	イオンモール (株) イオンリテール (株)	・ 指定緊急避難場所の指定・ 食料品や日用品等の供給	令和 4 年 11 月 25 日
19	災害時における物資の供 給等に関する協定	サミット (株)	食料品や日用品等の供給	令和 5 年 8 月 4 日
20	災害時における物資の供 給に関する協定	(株) アイリスプラザ ユニ ディカンパニー	食料品や日用品等の供給	令和 6 年 1 月 29 日
21	災害時における物資の供 給等に関する協定	スギホールディングス (株)	食料品や日用品等の供給	令和 6 年 8 月 14 日

No	名称	相手方	概要	締結日 (更新日)
⑥資機材供給				
1	日本水道協会埼玉県支部 南部地区災害相互援助に 関する覚書	日本水道協会埼玉県支部	応急給水、水道の応急復旧・ 資機材の供出	昭和 52 年 10 月 20 日
2	災害時における緊急輸送 車両借上げに関する覚書	(一社) 埼玉県トラック協会 川口支部	車両 (運転手付) の借上げ	昭和 59 年 8 月 1 日
3	災害時における緊急輸送 車両 (運転手付) の借上 げに関する覚書	(一社) 川口市建設協会	車両 (運転手付) の借上げ	昭和 59 年 8 月 1 日
4	災害時における協力に関 する協定	(一社) 全日本冠婚葬祭互助 協会 ほか 13 事業者	・ 遺体安置施設の提供 ・ 資機材の提供	平成 11 年 10 月 12 日
5	水道災害相互応援に関す る覚書	宇都宮市・前橋市・水戸市	・ 応急給水、水道施設の応急 復旧 ・ 資機材の供給	平成 18 年 7 月 27 日
6	災害時における物資等の 供給に関する協定	(株) ダイエー	食料品や日用品等の供給	平成 20 年 3 月 21 日
7	災害時の物資等の供給に 関する協定	(株) マルエツ	食料品や日用品等の供給	平成 25 年 5 月 1 日
8	災害時におけるレンタル 機材の提供に関する協定	(株) アクティオ	応急給水、水道の応急復旧機 材の貸出	平成 26 年 2 月 26 日
9	災害時における物資供給 に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策セ ンター	食料品や日用品等の供給	平成 27 年 7 月 13 日
10	災害時における物資の供 給に関する協定	レンゴー (株) 東京工場	物資供給 (ダンボール製品)	平成 29 年 8 月 1 日
11	災害時における福祉用具 等物資の供給協力に関す る協定	(一社) 日本福祉用具供給協 会	福祉用具等物資の供給	平成 29 年 3 月 16 日
12	災害時の物資供給及び店 舗営業の継続又は早期再 開に関する協定	(株) セブン-イレブン・ジ ャパン	食料品や日用品等の供給	平成 29 年 11 月 16 日
13	災害時の物資の提供及び 洪水時一時避難施設とし ての使用に関する協定	(株) イトーヨーカ堂	・ 洪水時一時緊急避難施設の 指定 ・ 食料品や日用品等の供給	平成 29 年 11 月 16 日
14	災害時における物資の供 給等に関する協定	(株) マミーマート	・ 避難場所の提供 ・ 食料品や日用品等の供給	平成 30 年 10 月 2 日
15	感染症対策に必要なとなる 衛生・防護用品の優先的 な供給の協力に関する協 定	サイボー (株)	衛生・防護用品の優先的な供 給	令和 2 年 7 月 8 日
16	災害時における包括的な 災害支援及び被災者の救 援活動に関する協定	サイボー (株) 埼玉不動産 (株) ネットヨタ東埼玉 (株)	・ 外部給電が可能な車両の提 供 ・ 避難場所の提供	令和 2 年 9 月 16 日
17	災害時における物資の供 給に関する協定	和光紙器 (株)	物資供給 (ダンボール製品)	令和 3 年 3 月 30 日
18	災害時の物資の提供及び 指定緊急避難場所の指定 に関する覚書	イオンモール (株) イオンリテール (株)	・ 指定緊急避難場所の指定 ・ 食料品や日用品等の供給	令和 4 年 11 月 25 日
19	災害時等におけるレンタ ル機材の提供に関する協 定	(株) アスク	レンタル機材の提供	令和 5 年 1 月 11 日
20	災害時における物資の供 給等に関する協定	サミット (株)	食料品や日用品等の供給	令和 5 年 8 月 4 日
21	災害時における物資の供 給に関する協定	(株) アイリスプラザ ユニ ディカンパニー	食料品や日用品等の供給	令和 6 年 1 月 29 日
22	災害時における物資の供 給等に関する協定	スギホールディングス (株)	食料品や日用品等の供給	令和 6 年 8 月 14 日
⑦物資輸送				
1	災害時における輸送業務 に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同 組合埼玉県支部	物資等の輸送	平成 10 年 11 月 18 日
2	災害時等における支援物 資の受入及び配送等に関 する協定	佐川急便 (株) 北関東支店	・ 物資の輸送 ・ 物資集積場所の提供等	令和 3 年 11 月 25 日
3	災害時における支援活動 に関する協定	(一社) AZ-COM 丸和・支援ネ ットワーク	物資の輸送等	令和 6 年 1 月 22 日

例－協定 1

No	名称	相手方	概要	締結日 (更新日)
4	災害時における物資輸送 及び物資拠点施設の運営 等に関する協定	ヤマト運輸（株）	・ 物資の輸送 ・ 物資集積場所の運営補助	令和 7 年 1 月 16 日
⑧給水				
1	日本水道協会埼玉県支部 南部地区災害相互援助に 関する覚書	日本水道協会埼玉県支部	応急給水、水道の応急復旧・ 資機材の供出	昭和 52 年 10 月 20 日
2	災害応急復旧等に関する 協定	川口市管工事業協同組合	水道施設の応急復旧、応急給 水	平成 17 年 7 月 15 日
3	水道災害相互応援に関す る覚書	宇都宮市・前橋市・水戸市	・ 応急給水、水道施設の応急 復旧 ・ 資機材の供給	平成 18 年 7 月 27 日
4	災害時等における応援協 力に関する協定	第一環境（株）	給水車による給水	平成 27 年 5 月 19 日
5	災害時における応急対策 活動に関する協定	（一社）川口市建設協会	・ 障害物・倒壊建物の除去 ・ 水道施設等の復旧・給水協 力	平成 28 年 1 月 13 日
6	災害時協力井戸に関する 協定	エムケイニ四（株） 青木信用金庫	生活用水の供給	平成 30 年 1 月 17 日
7	災害時における緊急応援 に関する協定	（株）ウォーターエージェン シー	応急給水活動の支援	令和 2 年 3 月 23 日
⑨燃料供給				
1	災害時における車両用燃 料等の優先供給に関する 協定	川口石油販売事業協同組合	燃料の供給（消防局）	平成 24 年 9 月 10 日
2	災害時における車両用燃 料等の優先供給に関する 協定	川口石油販売事業協同組合	燃料の供給（上下水道局）	令和 5 年 6 月 29 日
⑩応急復旧				
1	日本水道協会埼玉県支部 南部地区災害相互援助に 関する覚書	日本水道協会埼玉県支部	応急給水、水道の応急復旧・ 資機材の供出	昭和 52 年 10 月 20 日
2	災害応急復旧等に関する 協定	川口市管工事業協同組合	水道施設の応急復旧、応急給 水	平成 17 年 7 月 15 日
3	水道災害相互応援に関す る覚書	宇都宮市・前橋市・水戸市	・ 応急給水、水道施設の応急 復旧 ・ 資機材の供給	平成 18 年 7 月 27 日
4	災害時における電気設備 等の復旧に関する協定	川口電気設備協同組合	応急復旧	平成 21 年 9 月 24 日
5	災害時における電気設備 等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	応急復旧	平成 21 年 9 月 24 日
6	災害時における空調設備 等の復旧に関する協定	（株）ユニパック	空調設備等の復旧	平成 22 年 1 月 26 日
7	災害時における応急対策 活動に関する協定	川口市農業青年会議所	会員、農業作業用重機による 人命救助、倒壊物撤去	平成 23 年 3 月 17 日
8	災害時における応急対策 活動に関する協定	（一社）川口市塗装協会	公共施設及び避難所等建物の 汚泥洗浄等	平成 27 年 9 月 9 日
9	災害時における応急対策 活動に関する協定	（一社）川口市建設協会	障害物・倒壊建物の除去・水 道施設等の復旧・給水協力	平成 28 年 1 月 13 日
10	災害時等における車両の 牽引等に関する協定	NPO法人全日本レッカー協 会	車両の牽引	平成 28 年 9 月 26 日
11	災害時等におけるLPガ スの応急業務に関する協 定	埼玉県LPガス協会川口支部	・ LPガスの応急業務 ・ 炊き出し支援	平成 28 年 11 月 4 日
12	災害時における埼玉県内 の下水道管路施設の復旧 支援協力に関する協定	埼玉県下水道事業管理者・埼 玉県内市町村・（公社）日本 下水道管路管理業協会	下水道管路施設の復旧支援	平成 29 年 9 月 20 日
13	災害時における停電復旧 の連携等に関する基本協 定	東京電力パワーグリッド （株）	電力復旧等	令和 2 年 9 月 10 日
⑪生活再建				
1	災害時における空調設備 等の復旧に関する協定	（株）ユニパック	空調設備等の復旧	平成 22 年 1 月 26 日
2	災害時における家屋被害 認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	家屋被害認定調査	平成 23 年 3 月 17 日
3	特設公衆電話の設置・利 用に関する覚書	東日本電信電話（株）	特設公衆電話の設置・利用	平成 26 年 3 月 26 日

No	名称	相手方	概要	締結日 (更新日)
4	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	被災者等相談の実施	平成 27 年 9 月 1 日
5	災害時等におけるＬＰガスの応急業務に関する協定	埼玉県ＬＰガス協会川口支部	・ＬＰガスの応急業務 ・炊き出し支援	平成 28 年 11 月 4 日
6	地域貢献型広告に関する協定	東電タウンプランニング (株) 埼玉総支社	東電柱への防災・防犯情報付 広告看板の設置	平成 30 年 2 月 27 日
7	川口市被災建築物応急危険度判定に関する協定	(一社) 埼玉建築士会川口支部	応急危険度判定士の応援	平成 30 年 5 月 8 日
8	川口市被災建築物応急危険度判定に関する協定	(一社) 埼玉県建築士事務所 協会川口支部	応急危険度判定士の応援	平成 30 年 5 月 8 日
9	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	行政書士による業務相談 (罹災証明書申請、自動車登録申請等に関する相談)	平成 30 年 11 月 28 日
10	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	川口市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの 設置及び運営	令和 4 年 4 月 1 日
11	災害時等における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株) デベロップ (株) 武蔵野銀行	移動式宿泊施設等の提供	令和 4 年 10 月 5 日
12	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険 (株) 埼玉支店	被害調査の過程で入手した被害 状況等の情報提供	令和 5 年 12 月 7 日
⑫ 廃棄物処理				
1	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定	川口市清掃業協同組合	廃棄物の収集及び運搬	平成 28 年 11 月 15 日
2	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定	鳩ヶ谷清掃協同組合	廃棄物の収集及び運搬	平成 28 年 11 月 15 日
3	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定	川口リサイクル事業協同組合	廃棄物の収集及び運搬	平成 28 年 11 月 15 日
4	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定	川口トラック協同組合	廃棄物の収集及び運搬	平成 28 年 11 月 15 日
5	災害時におけるし尿等の収集及び運搬の協力に関する協定	川口市清掃業協同組合	し尿等の収集及び運搬	平成 28 年 11 月 15 日
6	災害時におけるし尿等の収集及び運搬の協力に関する協定	鳩ヶ谷清掃協同組合	し尿等の収集及び運搬	平成 28 年 11 月 15 日
7	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定	中原建設 (株)	廃棄物の収集及び運搬	令和 4 年 11 月 24 日
8	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定	新和総業 (株)	廃棄物の収集及び運搬	令和 4 年 11 月 24 日
9	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定	(株) 栄興産業	廃棄物の収集及び運搬	令和 4 年 11 月 24 日
10	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定	(株) クワバラ・パンぷキン	廃棄物の収集及び運搬	令和 4 年 11 月 24 日
11	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定	(株) エコ計画	廃棄物の収集及び運搬	令和 4 年 11 月 24 日
⑬ 情報収集・発信				
1	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー (株)	インターネットによる情報発信	平成 26 年 12 月 1 日
2	復興と防災への取り組みに関する協定	Google	インターネットによる情報発信	平成 26 年 12 月 1 日
3	災害時における放送等に関する協定	(株) ジェイコム川口戸田	テレビ放送 (JCOM)	平成 27 年 11 月 1 日
4	災害時緊急放送に関する協定	F M コミュニティ川口 (株)	ラジオ放送	平成 28 年 6 月 29 日
5	災害時における被害調査の支援に関する協定	富士測地 (株)	ドローンを使用した被害調査	平成 29 年 12 月 18 日

例－協定 1

No	名称	相手方	概要	締結日 (更新日)
6	災害時における被害調査の支援に関する協定	巧和工芸印刷（株）	ドローンを使用した被害調査	平成 29 年 12 月 18 日
7	災害時における被害調査の支援に関する協定	東日本電信電話（株） 埼玉事業部	ドローンを使用して得た被害情報の提供	平成 29 年 12 月 18 日
8	災害時における被害調査の支援に関する協定	（株）ヘキサメディア	ドローンを使用した被害調査	平成 30 年 6 月 7 日
9	災害時における被害調査の支援に関する協定	（株）セラフ榎本	ドローンを使用した被害調査	令和 2 年 4 月 10 日
10	災害発生時における川口市と川口市内郵便局の協力に関する協定	川口郵便局 日本郵便（株）川口仲町郵便局	・郵便物の配達 ・情報収集	令和 2 年 9 月 8 日
11	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険（株） 埼玉支店	被害調査の過程で入手した被害状況等の情報提供	令和 5 年 12 月 7 日
⑭その他				
1	災害時における協力に関する協定	（一社）全日本冠婚葬祭互助協会 ほか 13 事業者	・遺体安置施設の提供 ・資機材の提供	平成 11 年 10 月 12 日
2	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	（一社）川口歯科医師会	・歯科医療救護活動 ・遺体の身元確認	平成 28 年 12 月 19 日
3	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	（株）ゼンリン	・広域図及び住宅地図の提供 ・地図システムの利用	平成 30 年 2 月 22 日
4	防災啓発活動等を通じた地域創生に関する協定	あいおいニッセイ同和損害保険（株）	業務継続計画（BCP）の策定支援	平成 30 年 3 月 16 日
5	防災啓発活動等を通じた地域創生に関する協定	損害保険ジャパン日本興亜（株）	業務継続計画（BCP）の策定支援	平成 30 年 3 月 16 日
6	災害時における一時避難場所の提供及び被災者支援等に関する協定	（株）丸喜運輸 （現：（株）MARUKI）	・避難場所等の提供 ・物資集積場所の提供	令和 3 年 11 月 15 日
7	災害時等における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便（株） 北関東支店	・物資の輸送 ・物資集積場所の提供等	令和 3 年 11 月 25 日
8	災害時における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する協定	ヤマト運輸（株）	・物資の輸送 ・物資集積場所の運営補助	令和 7 年 1 月 16 日